

第2編 災害予防計画

第1章 基本方針

第2章 地域防災基盤の整備

第3章 防災施設の整備

第4章 消防予防対策の推進

第5章 平常時における防災マネジメントの充実

第6章 平常時における防災対策の充実

第7章 防災意識の啓発及び防災知識の普及

第8章 防災環境の整備

第9章 その他災害予防対策の推進

目 次

第2編 災害予防計画	
第1章 基本方針.....	1
第2章 地域防災基盤の整備.....	3
第1節 都市の防災構造の強化.....	4
第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備.....	9
第3節 建築物等の耐震性の確保.....	10
第4節 水害の防止施設等の整備.....	14
第5節 地盤災害の防止施設等の整備.....	20
第6節 交通関係施設の整備.....	26
第7節 ライフライン施設の整備.....	30
第3章 防災施設の整備.....	38
第1節 防災センター、消防本部（署）の整備充実.....	39
第2節 情報通信機器・施設の整備充実.....	40
第3節 防災拠点の整備.....	41
第4節 防災資機材の整備.....	44
第4章 消防予防対策の推進.....	45
第1節 消防施設等の整備.....	46
第2節 火災予防対策の実施.....	47
第3節 救急・救助体制の整備.....	49
第4節 広域応援体制の整備.....	50
第5節 文化財等の火災予防.....	51
第6節 大規模火災時の避難計画.....	52
第5章 平常時における防災マネジメントの充実.....	53
第1節 組織体制の整備.....	54
第2節 広域防災体制及び応援協定の整備・確立.....	57
第6章 平常時における防災対策の充実.....	61
第1節 災害ボランティア制度の確立.....	62
第2節 災害医療体制の整備.....	65
第3節 備蓄体制の整備.....	67
第4節 防疫・保健衛生計画の確立.....	71
第5節 し尿処理対策.....	72
第6節 ごみ及び災害廃棄物処理対策.....	73
第7節 災害対策資金の積立・運用.....	74
第7章 防災意識の啓発及び防災知識の普及.....	75
第1節 防災に関する学習等の充実.....	76
第2節 防災訓練の実施.....	83

第8章 防災環境の整備.....	87
第1節 自主防災体制の整備.....	88
第2節 消防団の充実・強化.....	91
第3節 避難行動要支援者対策の充実.....	93
第4節 外国人対策の強化.....	97
第5節 企業等の地域防災活動への参加促進.....	98
第6節 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進.....	101
第9章 その他災害予防対策の推進.....	103
第1節 津波災害予防対策.....	104
第2節 危険物施設等の保安対策の実施.....	107
第3節 船舶等の海上事故予防.....	115
第4節 雑踏事故の予防.....	117
第5節 ひょうご防災減災推進条例に基づく活動.....	118

第1章 基本方針

本市は、赤穂市総合計画において、「災害に強いまちづくり」を掲げており、コミュニティ防災体制の強化及び活力の維持、防災意識啓発の推進により、市民一人ひとりが安全で安心して生活できるまちづくりを目指すとともに、赤穂市国土強靱化地域計画を策定し、適切なリスク管理を行うこととしている。

一方、近年の豪雨災害や東日本大震災、阪神・淡路大震災の教訓では、「自分の命は自分で守る」、「隣近所、地域社会の人と人とのつながりの大切さ」等が重要な防災対策の根幹をなすことが示されており、「自助・共助・公助」の連動について、その必要性が指摘されている。

【 自 助 】 : 市民一人ひとりが自分自身を守ること

【 共 助 】 : 地域社会がお互いを災害から守ること

【 公 助 】 : 行政が市民を災害から守ること

したがって、これらのことを基調とし、本市は、「自助・共助・公助」の3つの役割がそれぞれ主体的に動き出し、相互に連携しあう防災協働社会の構築を目指し、災害を防止し、あるいは災害発生時の被害を最小化する「減災」及び既存の防災施設の強度を高める等による「縮災」の考え方を基本に、次に掲げる予防施策を実施することを基本方針とする。

なお、予防施策の実施においては、各災害が複合的に発生する可能性も考慮する。

災害に強いまちづくり

「災害に強いまちづくり」とは、災害に強い都市構造をもち、防災機器等の配備された「まち」の形成を目指すもので、施設の安全性の向上や機能強化を指す。

災害に強い仕組みづくり

「災害に強い仕組みづくり」とは、災害に対する適切な備えと災害時の防災活動等を実行するための「仕組み（＝組織運営体制）」の機能強化や関係機関との連携体制の強化等を指す。

災害に強い人づくり

「災害に強い人づくり」とは、防災に深い関心と理解をもち、災害時には自分の役割を踏まえて冷静沈着に行動できる「人」の育成を目標とした、いわゆる市民、一人ひとりの防災能力のレベルアップを指す。

第2章 地域防災基盤の整備

- 兵庫県が管理する水防指定河川やその他、要水防区域を有する河川、内水氾濫を生じやすい低地、老朽ため池、排水不良地等において、兵庫県及び防災関係機関との協議に基づき、危険箇所の改修補強等、治水施設の整備を促進するほか、本市が管理する河川について危険箇所の把握、調査に努め、改修を順次進める。
- 兵庫県及び防災関係機関との協議に基づき、急傾斜地崩壊防止対策等、災害防止工事の推進を図るとともに、危険箇所の把握、市民への周知、兵庫県と連携して危険箇所の監視体制や警戒避難体制の強化を推進する。
- 公共施設の計画的な耐震改修を進めるほか、道路、水道等ライフラインの安全対策の強化を推進するとともに、被災時における応急復旧手順を綿密に計画するよう関係機関に要請する。

■章の構成

第2章 地域防災基盤の整備	第1節 都市の防災構造の強化 第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 第3節 建築物等の耐震性の確保 第4節 水害の防止施設等の整備 第5節 地盤災害の防止施設等の整備 第6節 交通関係施設の整備 第7節 ライフライン施設の整備
------------------	--

第1節 都市の防災構造の強化

担 当	責 任 者	建設部長、都市計画推進担当部長
		市長公室長、総務部長、市民部長、上下水道部長
	関係機関	姫路河川国道事務所、光都土木事務所、 西日本高速道路株式会社関西支社、関係事業者

1 計画的な市街地の形成

本市の都市計画に関する基本的な方針である都市計画マスタープランに基づいて、長期的な視野に立った秩序ある土地利用及び市街地の形成を進める。

- ① 防火地域及び準防火地域指定の検討
- ② 地区計画制度運用の推進
- ③ 老朽住宅等の建替促進
- ④ 不良住宅が密集する地区の環境の整備改善
- ⑤ 地域住宅等整備計画に沿った住宅の普及
- ⑥ 避難地、避難路周辺の耐火建築物建設への指導

■表2-1 指定状況 (平成31年3月31日現在) (単位：ha)

都市計画区域面積		12,685	
市街化区域面積		1,418	
第一種低層住居専用地域	74	近隣商業地域	59
第二種低層住居専用地域	17	商業地域	37
第一種中高層住居専用地域	379	準工業地域	140
第二種中高層住居専用地域	106	工業地域	26
第一種住居地域	131	工業専用地域	383
第二種住居地域	66		
市街化調整区域面積		11,267	

2 都市計画施設の整備

(1) 道路の整備

道路は防災上、延焼遮断帯としての空間、市民の避難路、消火活動のための空間、防災関係機関の活動の動脈といった多くの機能をもっている。

本市では、緊急時における交通確保や地域間連携の強化を図るため、広域幹線道路である国道のバイパス建設や道路の拡幅等が急務となっている。

また、密集住宅市街地等の生活道路については、まだ4m未満の狭隘道路が多く、防災面及び居住環境面で問題となっている。

そのため、都市計画道路等の見直し等による適切な道路配置を踏まえ、幹線道路や生活道路に応じた防災機能の確保、及び災害拠点病院である赤穂市民病院、公園、広域避難場所等とのネットワーク化、また、隣接市町とを結ぶアクセス道路の整備等を計画的かつ総合的に考えていく。

道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難優先道路の整備 ● 延焼遮断となる幹線道路の整備 ● 生活道路の拡幅整備 ● 生活道路の隅切りの拡大整備
-------	---

■表2-2 都市計画道路の整備 (平成31年3月31日現在)

路線名	都市計画決定延長(km)	改良済延長(km)	改良率(%)
新田坂越線外29線	49.06	33.72	68.7

(2) 橋梁の整備

老朽橋の架替、老朽床板の打替、補強等を推進し、災害時の避難路を確保する。

(3) 公園・緑地の整備

公園、緑地等のオープンスペースは、環境保全、景観形成、レクリエーション利用等の日常的な機能に加えて、災害時の復旧・復興拠点、救援物資の中継基地、一次避難等防災活動の拠点として重要な役割を果たすことが期待できる。

都市の基盤施設として、公園、緑地等の一層の整備を積極的に推進するとともに、各種防災機能の充実を図る。

オープンスペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園の整備 ● 広場等の整備 ● 農地の保全 ● 緑地の保全・創出 ● 河川敷の整備
-------------	--

■表2-3 都市公園等の現況 (平成31年3月31日現在)

公園種別	公園名	計画決定面積 [ha]	整備済面積 [ha]	防災施設としての 位置づけ
街区公園	駅前町第1公園外49公園	13.78	11.04	
近隣公園	東浜公園	2.0	2.0	一次避難所
	塩屋公園	1.7	1.7	一次避難所
	野中・砂子公園	2.0	—	一次避難所
総合公園	赤穂城跡公園外1公園	28.6	19.5	
広域公園	赤穂海浜公園	71.7	71.7	広域防災拠点 (兵庫県)
緩衝緑地	赤穂城南緑地	41.8 (39.4)	39.4 (39.4)	地域防災拠点
都市緑地	千種川河川敷緑地	222.2 (70.7)	28.5 (28.5)	
墓園	赤穂高山墓園	10.0	10.0	
その他公園	赤穂元禄スポーツセンター 外2公園	7.83	7.83	
都市公園 計		401.61 (247.71)	191.67 (191.67)	
児童遊園地	駅前町児童遊園地外123箇所		9.57	
	高須児童遊園地 (高須集会所を含む)		0.14	一次避難所
児童遊園地 計			9.71	

※ () は、水面を含まない。

■表2-4 広場の整備状況 (平成31年3月31日現在)

種別	駅名	広場面積(ha)		備考
		計画	供用	
駅前広場	播州赤穂駅 (南側)	0.65	0.65	100.0%
	播州赤穂駅 (北側)	0.27	0.27	100.0%
	坂越駅	0.26	0.26	100.0%
	有年駅 (南側)	0.23	—	—
	有年駅 (北側)	0.30	—	—

(4) 上水道の整備

水道施設の耐震性を強化し、発災に伴う被害を最小限にとどめ、給水の確保を図るため、導水及び配水施設の整備補強を行う。

- ア 導水施設……………ポンプ場・導水管・薬品注入管の整備補強
自家発電設備の整備補強
- イ 配水施設……………老朽配水管の布設替え
耐震管の採用
- ウ 緊急資機材の整備

(5) 下水道の整備

下水道施設の耐震性を向上させるため、「下水道施設の耐震対策指針と解説」（日本下水道協会）に基づき、下水道システム全体の安全性を高める。

- ア ポンプ場、処理場……適切な工法による耐震性の向上
- イ 既設管……………老朽管の取替え又は管更生による耐震化
マンホールとの接続部の耐震化
マンホールの浮上防止対策

■表2-5 土地区画整理事業の状況 (平成31年3月31日現在)

地区名	施行者	目的	都市計画 (区域)決定 年月日	設計認可 年月日	事業計画 (設立)認可 年月日	換地処分 年月日	施行面積 (㎡)
第一地区	市	都市改造	S27. 6. 9	S28. 2. 27	S29. 1. 12	S35. 3. 31	348,037
中洲地区	市	都市改造	S36. 7. 12	S36. 11. 18	S36. 12. 4	S42. 7. 4	261,945
駅北地区	組合	宅地開発	S38. 10. 23	S39. 3. 17	S39. 3. 31	S44. 11. 28	369,493
上仮屋地区	市	都市改造	S41. 7. 14	S42. 6. 15	S42. 7. 4	S53. 2. 28	274,918
尾崎地区	組合	宅地開発	S43. 9. 18	S44. 1. 31	S44. 2. 18	S49. 11. 29	388,680
東浜地区	個人	宅地開発	—	—	S45. 12. 15	S46. 5. 19 S46. 10. 14	430,930
浜田地区	市	宅地開発	S47. 9. 19	S53. 3. 17	S53. 3. 24	S62. 3. 10	350,816
御崎地区	組合	宅地開発	S57. 3. 23	S58. 1. 27	S58. 2. 8	H 5. 3. 12	333,252
塩屋地区	市	宅地開発	S60. 11. 12	S61. 5. 19	S61. 5. 26	H15. 7. 4	698,520
有年地区	市	宅地開発	H10. 5. 29	H13. 1. 25	H13. 2. 6	—	550,020
島田地区	組合	宅地開発	—	H16. 12. 16	H17. 1. 4	H21. 3. 17	22,234
野中・砂子 地区	組合	宅地開発	H15. 3. 10	H17. 2. 2	H17. 2. 15	—	451,802
浜市地区	組合	宅地開発	H16. 5. 14	H18. 10. 2	H18. 10. 13	—	222,250
合計					13地区		4,702,897

3 防災再開発促進区域（密集住宅市街地）の整備

尾崎地区及び塩屋地区の老朽化した木造住宅が密集している旧集落は、西播都市計画防災街区整備方針により防災再開発促進区域に指定されている。

地震災害に伴って発生する市街地火災等により大きな被害が予想されるなど、防災上の課題が多い密集住宅市街地の防災性の向上と住環境の改善を図るため、道路、公園等の地区公共施設を整備する。

現在本市では、防災再開発促進区域に指定されている尾崎地区及び塩屋地区において、社会資本総合整備事業等により地区公共施設等の整備を進めている。

■表2-6 防災再開発促進地区における住環境整備事業（平成31年3月31日現在）

地区名	社会資本整備計画の名称	計画期間	全体計画	
			計画区域(ha)	主な地区公共施設等
尾崎地区	赤穂市における安全・安心で快適な住環境と魅力ある生活環境の創造	H23～R2	26.2	道路（2,542m） 児童遊園・公園緑地（5,400㎡） 老朽建築物等の除去（165戸） 耐震性防火水槽設置（5箇所） 集会所（100㎡） 消火栓（9箇所）
塩屋地区	—	H23～R2	15.2	道路（160m）

4 避難場所・避難路の周知

本市は、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平常時から避難計画を策定しておくほか、避難誘導標識及び避難地等の案内板の設置、ハザードマップの配布や広報活動、訓練等を通じて避難場所・避難路の周知徹底に努める。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講じるべきことにも留意する。

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知を行う。

避難場所標識等については、「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム」を用いた設置に努める。

なお、避難計画策定の際は、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

担 当	責 任 者	危機管理監 建設部長、都市計画推進担当部長、産業振興部長、教育次長、 消防長
	関係機関	姫路河川国道事務所、光都土木事務所、光都農林振興事務所

兵庫県は、地震防災対策特別措置法に基づき、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、本法に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、平成28年度を初年度とする第5次地震防災緊急事業五箇年計画を作成している。

■表2-7 第5次地震防災緊急事業五箇年計画

<兵庫県事業を含む>

区 分	事業名	事業量	実施年度 (予定)	備考
避難地	防災・安全交付金事業 (都市公園・緑地等事業) (野中・砂子公園)	1箇所	H28～H30	2.00ha
避難路	土地区画整理事業	2箇所	H28～R2	1.13km
消防用施設	緊急消防援助隊設備整備費補助事業	5箇所	H30～R2	消防車両等
	消防防災施設整備費補助事業	2箇所	H31～R2	消防水利
(兵庫県事業) 緊急輸送道路	道路事業	1箇所	H28～H29	0.07km
公立幼稚園	公立学校施設整備事業	3園	H28	6棟
海岸保全施設	農山漁村地域整備交付金 海岸保全施設整備事業 (海岸耐震対策)	1箇所	H28～H29	護岸366m
(兵庫県事業) 河川管理施設	県単土木事業 (矢板護岸の老朽化・耐震対策)	矢板護岸 8箇所	H28～R2	他市を含む L=3.5km
(兵庫県事業) ため池	ため池等整備事業	14箇所	H28～R2	
飲料水施設・電源施設等	都市防災総合推進事業	3箇所	H28～H30	
備蓄倉庫	都市防災総合推進事業	18箇所	H28～H30	
老朽住宅密集対策	住宅市街地総合整備事業 (密集住宅市街地整備型)	1箇所 15.7ha	H28～R2	

第3節 建築物等の耐震性の確保

担 当	責 任 者	建設部長、都市計画推進担当部長
		各施設所管の部長

本市は、地震に対する安全性を総合的に高めるため、特に昭和56年5月31日以前に着工された建築物を重点的に、住宅・建築物の耐震改修等の促進を図る。

また、建築物の新築に際しても、防災上の重要度等に応じた震災対策を実施する。

さらに、急速な老朽化が懸念される社会基盤施設の点検・評価を実施し、計画的・効率的な修繕・更新などの老朽化対策を行い、社会基盤施設の健全性の確保に努める。

1 公共建築物等災害予防対策

- ① 公共建築物について、官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説により、防災上の重要度に応じた分類を行い、順次耐震診断を実施する。
その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修を計画的に実施する。
- ② 公共住宅について、計画的な建替事業を推進するとともに、オープンスペース等の確保等と併せた一体的整備を推進する。
- ③ 公共建築物の建築にあたり、非構造部材を含む防災上の重要度に応じた震災対策を実施する。
また、新設の公共建築物については、官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説により耐震化を推進する。
- ④ 指定避難所は、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。
また、指定避難所は、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、指定避難所として活用するために必要な設備・機器の整備を推進する。
- ⑤ 学校は、非構造部材の耐震対策化を推進する。

市有施設	応急対策活動拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断の実施 ・耐震補強工事の実施 ・防災設備等の整備 	<table border="1"> <tr> <td>防災拠点施設</td> <td>市庁舎 防災センター（消防庁舎） 北野中浄水場 美化センター</td> </tr> <tr> <td>救護施設</td> <td>市民病院</td> </tr> <tr> <td>避難施設</td> <td>学校、幼稚園、保育所、 体育館、公民館、市民会館 ほか</td> </tr> </table>	防災拠点施設	市庁舎 防災センター（消防庁舎） 北野中浄水場 美化センター	救護施設	市民病院	避難施設	学校、幼稚園、保育所、 体育館、公民館、市民会館 ほか
	防災拠点施設	市庁舎 防災センター（消防庁舎） 北野中浄水場 美化センター							
	救護施設	市民病院							
避難施設	学校、幼稚園、保育所、 体育館、公民館、市民会館 ほか								
社会福祉施設の耐震整備	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震点検の実施 ・耐震補強工事の実施 ・防災設備等の整備 								
緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設周辺の緑化 ・避難施設外周部の生け垣への転換 								

2 一般建築物等災害予防対策

(1) 一般建築物の耐震化の促進

一般建築物については、昭和56年5月31日以前に着工された建築物の耐震改修を耐震改修促進計画に沿って推進する。

また、建築確認申請時等を通じて啓発を行うほか、次の予防対策を実施する。

ア 建築物に付随するブロック塀・看板等の落下防止等、安全設置方法等を含め、耐震に関する知識の普及啓発を図る。

イ 住宅・建築物の所有者が行う耐震診断等に対する助成に努め、診断・改修の促進を図る。

ウ 既存建築物の耐震性の向上のため、広報の充実、相談窓口の設置等により広くわかりやすい耐震知識、耐震診断・改修の必要性、補強技術等の普及啓発を図る。

エ 兵庫県及び建築住宅関係団体と協力し、耐震診断及び補強に関わる民間技術者の知識及び技術の向上を図るため、講習会の実施、技術資料の作成等に努めるほか、これらの技術者を認証・登録することにより、改修についての技術レベルの確保と向上を図る。

一般建築物	啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民相談の窓口の設置 ・ 耐震診断及び耐震補強に関する技術指導 ・ 耐震工法及び耐震補強についての啓発活動 	
	調査・指導	建築物	窓ガラス、外壁タイル、看板
		外周塀	ブロック、石積み
支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急危険度判定制度の活用 ・ 応急判定活動の実施 		

(2) 耐震改修支援

① ひょうご住まいの耐震化促進事業（兵庫県事業）

兵庫県は、民間住宅の耐震改修を促進するため、「ひょうご住まいの耐震化促進事業」におけるすべての補助メニューを市町事業化し、国・県からの補助を受けた市町が申請者へ補助を行うこととしている。

② 耐震改修促進事業（赤穂市事業）

本市は、耐震診断の結果、耐震性が不足すると判定された住宅について、耐震改修計画策定費や耐震改修工事費、建替工事費への補助を行う。

また、多額の費用負担が困難な世帯等に対しては、比較的低コストで地震対策が可能な、部分型改修工事費や防災ベッド等設置費への補助を行う。

〔対象者〕 所得が1,200万円以下の市民で、対象住宅を所有する者

〔対象住宅〕 昭和56年5月以前着工の住宅

〔補助額〕 下表のとおり（戸建住宅のみ記載）

補助区分	補助額
住宅耐震改修計画策定費補助	耐震診断・計画策定に要する費用の2/3 (上限20万円)
住宅耐震改修工事費補助	補助対象経費 50万円以上100万円未満：50万円
	補助対象経費 100万円以上200万円未満：80万円
	補助対象経費 200万円以上300万円未満：110万円
	補助対象経費 300万円以上：130万円
建替工事費補助	定額100万円
簡易耐震改修工事費補助	定額50万円
屋根軽量化工事費補助	定額50万円
シェルター型工事費補助	補助対象経費 10万円以上50万円未満：10万円
	補助対象経費 50万円以上：50万円
防災ベッド等設置費補助	定額10万円

③ 簡易耐震診断推進事業（赤穂市事業）

本市は、住宅の耐震診断を希望する市民に対し、耐震診断技術者を派遣し、耐震診断を実施して、その結果を通知する。

〔対象者〕 簡易耐震診断申込者

〔対象住宅〕 昭和56年5月以前着工の市内に存する民間住宅

〔耐震診断経費〕 下表のとおり

建物・構造種別		NO	一棟当たり診断経費	申込者負担金	
戸建て住宅	木造	1	31,500円	3,000円	
	非木造	2	63,500円	6,000円	
長屋	木造	3	63,500円	6,000円	
	RC造	1棟目	4	217,000円	21,000円
		2棟目以降	5	155,000円	15,000円
	鉄骨造	1棟目	6	114,000円	11,000円
		2棟目以降	7	79,500円	7,000円
共同住宅	木造	8	63,500円	6,000円	
	RC造	図面有り	9	217,000円	21,000円
		図面なし	10	321,000円	31,000円
		2棟目以降	11	155,000円	15,000円
	鉄骨造	1棟目	12	114,000円	11,000円
		2棟目以降	13	79,500円	7,000円

第4節 水害の防止施設等の整備

担 当	責 任 者	建設部長、産業振興部長
		上下水道部長
	関係機関	姫路河川国道事務所、光都土木事務所、光都農林振興事務所、 光都土地改良センター

1 河 川

(1) 現 況

市域には、千種川、矢野川、長谷川、加里屋川、加里屋川放水路、高雄川、新川、塩屋川、大津川、大津湯の内川、権現川、県山川、亀谷川、柿山川の計14の2級河川が流下しており、何れもおおむね改修されているが、一部未改良部分が残っている。

また、2級河川以外にも準用河川、普通河川が流下している。

(2) 整備計画

兵庫県は、開発や都市化の進行、多発する局地的大雨によって引き起こされる浸水被害等に対応するため、平成24年4月1日に『総合治水条例』を施行し、雨水の流域対策や減災対策など総合的な取り組みを行う「地域総合治水推進計画」の策定や総合治水の推進に資する施策の実施に取り組んでいる。

兵庫県が管理する2級河川等については、兵庫県が行う事業（千種川水系河川整備計画等）に協力するとともに、兵庫県に対して、河川改修に係る意見、要望等を伝達する。

また、準用河川、普通河川については本市が主体となり、緊急度に応じた河川維持・修繕、河川改良等の改修事業を実施する。なお、この際、耐震性を有する施設設計となるよう配慮する。

さらに、水防法に基づき、兵庫県より浸水想定区域の指定があったときは、浸水想定区域ごとに、洪水予報及び特別警戒水位到達情報（以下、「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所・避難経路等、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、要配慮者の利用する施設（高齢者、障がい者、乳幼児等が利用する施設）の名称及び所在地を定める。

また、市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるようハザードマップを作成し配布するほか、避難場所その他避難確保のため必要な事項を関係する市民に周知する。

（浸水想定区域が指定されている千種川については「第3編 第3章 第7節 避難対策の実施」参照）

（参照）資料編資料集2-1 河川浸水想定区域内の要配慮者関連施設（P資料-36～39）

(河川別整備計画)

◆千種川

昭和51年9月災害の状況から次の整備を促進する。

- ア 河口、新赤穂大橋下流部については、地震高潮対策事業として施行されているので早期完了を促進する。
- イ 新赤穂大橋より上流中山地先に至る区間の改修は完了したが今後の2次改修を促進する。
- ウ 中山地先より上流の有年檜原橋との区間については、広域河川改修事業としての改修整備を促進する。

◆新 川

加里屋南部及び上仮屋地区の公共下水道雨水幹線の排水を受け、これを排除するため、都市河川としての機能を十分活用できるよう地震高潮対策事業による河川改修事業を促進する。

◆加里屋川

加里屋川水系として上流目坂地区から下流千鳥地区まで、その流域が広範囲なためこれを上流排水区、下流排水区に区分した計画で改修事業を促進する。

ア 加里屋川上流

目坂地区から南野中地区の流域については、南野中地先に整備された加里屋放水路から千種川へ放流する計画であり、未整備区間については、広域河川改修事業で改修整備を推進する。

イ 加里屋川下流

J R 赤穂線との交差から加里屋川河口までの間は、地震高潮対策事業によって改修し、高潮時にはポンプで赤穂港に放流する。

2 砂防指定地内河川

(1) 現 況

市内には、現在砂防指定地として指定を受けている区域が59箇所ある。

これら砂防指定地内に存在する河川は、地形的に山間部から短距離で平地部に流出するため、河川勾配が急であり、洪水時の流出水勢が強いため、土砂の流出量が増大するおそれがある。

(2) 整備計画

荒廃した山地、溪流からの土砂流出による災害から人命、財産を守るため、兵庫県と連携を図りながら砂防事業を推進する。

(土石流危険溪流については、「第5節 地盤災害の防止施設等の整備」参照)

① 砂防指定地の指定・管理

砂防指定が必要な区域については、兵庫県と協力し砂防指定地の指定を図る。

また、指定済み砂防指定地内河川については、山地の開発に伴う砂防指定地内の行為に対する規制及び管理を適正に行う。

② 砂防施設の整備

砂防指定地内河川においては、兵庫県が行う荒廃山地の保全、砂防堰堤・溪流保全工等の整備に協力し、災害の未然防止を図る。

3 港湾、漁港、海岸施設

(1) 現況

海岸防災対策としての高潮対策事業は概ね完了しているが、維持修繕や津波対策の必要性が高まっている。

(2) 整備計画

港湾、漁港、海岸における災害を防止するため、耐震性を向上させる港湾施設の整備を推進する他、漁港区域、海岸保全施設整備事業、漁港改修事業等の計画的整備を行うとともに、兵庫県が行う津波・高潮対策事業に協力し、災害の発生防止を図る。

また、兵庫県より高潮による浸水想定区域が公表されたときは、ハザードマップの作成、配布等により関係市民への危険箇所等の周知に努める。

なお、現在計画されている関連整備事業は、次のとおりである。

① 兵庫県（県土整備部）所管事業分

事業名	事業内容
海岸、港湾施設の耐震強化等	海岸保全施設・港湾施設の耐震性の向上等について計画的に推進する。
港湾・海岸施設の老朽化対策	今後の急速な社会基盤施設の老朽化に備えるため、これまで蓄積している点検結果や修繕・更新履歴等から「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」を策定しており、施設の安全確認はもとより、総コストの低減と予算の平準化を図り、計画的・効率的に推進する。

② 赤穂市所管事業分

事業名	事業内容
海岸保全施設整備事業	坂越漁港海岸保全施設整備 老朽化対策工（護岸L=860m 陸こうN=8基）

4 内水排除

(1) 現況

市街地、市街化が予想される南部臨海地域及び平成16年浸水地域の排水対策は、浸水災害の防止と環境保全対策につながるものであるから、地域整備計画と関連的に早急に解決しなければならない。

■表2-8 内水排除施設

河川排水機場	雨水ポンプ場	排水機場
加里屋川排水機場	御崎ポンプ場	福浦排水機場
加里屋川放水路排水機場	天和ポンプ場	高野排水機場
塩屋川排水機場	西沖ポンプ場	東有年排水機場
折方地区排水機場	塩屋ポンプ場	
	坂越ポンプ場	
	有年ポンプ場	

(2) 整備計画

内水の排水は、背後山地の排水及び市街地排水、農業用水の調整、海岸高潮等の広範囲の問題として位置づけ、治山、治水、河川改修、公共下水道、地震高潮対策、津波対策等の事業と関連的かつ並行的に行って解決を図る。

市街地の内水排水を担う河川と公共下水道について示すと、次のとおりである。

① 河川

河川事業は、塩屋川、加里屋川とする。

加里屋川水系は、上流目坂地区から下流千鳥地区と排水区域が広く、また、市街地の中心部を流れているため、地震高潮対策事業の推進と併せて上流地区の雨水排水対策を次のとおり計画し、事業の早期完成を図る。

- 南野中地先以北については、広域河川改修事業で整備し、赤穂自動車教習所付近の南野中地先で加里屋川放水路により千種川に放流する。
- 南野中地先以南については、地震高潮対策事業として整備し、高潮時はポンプ排水を行う。

② 公共下水道

公共下水道計画区域内については、土地区画整理事業等の新たな宅地開発地区においても、雨水排除の全体計画に整合した整備を行う。

5 ため池

(1) 現況

市内には、多数のため池が分布している。

これらのため池に対して、5年ごとにため池定期点検や耐震調査を実施し、不具合があれば詳細調査を行う等対策を講じる。

これらのため池に対しては、下流に人家や公共施設がある等、緊急度の高いものから逐次改修を行っている。

(2) 整備計画

兵庫県が策定した「ため池整備5箇年計画」に基づき、老朽化したため池の改修や南海トラフ等の大規模地震に備えるため、平成28年度までに実施した定期点検や耐震調査の結果を基に、統廃合も含め、計画的なため池整備を進める。

なお、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池については、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池等を掲載した「ため池ハザードマップ」を今後も作成予定である。

① ため池管理

- 管理（監視）人を配置する。
- 応急対策資材を準備する。
- 大雨が予想される場合は事前に水位を下げる。
- 漏水があり、危険な状態が予想される時は、あらかじめビニールシート等にて応急の処置をする。
- ため池管理者は事前に決壊した場合の影響範囲を把握するとともに、下流関係市民や関係機関に速やかに通報する体制を整えておく。
- 「地震後の農業用ため池緊急点検要領（令和元年9月6日改訂、構造改善局整備部防災課長）」また、「大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検等要領（平成30年7月2日）」に基づき、ため池管理者と連携して点検等を行う。

（参照）資料編資料集2-2 ため池一覧（P資料-40）

（参照）資料編資料集2-3 ため池位置図（P資料-41～42）

6 避難確保計画（河川浸水想定区域内）

国は、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、平成29年6月19日に「水防法等の一部を改正する法律」を改正し、水防法に基づき市地域防災計画に定められた浸水想定区域内の要配慮者利用施設[※]の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務づけ、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることとした。

本市は、河川浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認する。

※水防法に基づき、市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設が対象。

（参照）資料編資料集2-1 河川浸水想定区域内の要配慮者関連施設（P資料-36～39）

（1）避難確保計画作成の支援

- ① 市は、要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図る。
- ② 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について、兵庫県及び市の関係部局が連携して積極的に支援を行う。

（2）避難確保計画の確認

- ① 施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、厚生労働省・国土交通省作成の点検マニュアル等を参考に、市の関係部局が連携して内容を確認し、必要に応じて助言等を行う。

（3）避難確保計画を作成していない場合の指示・公表

- ① 避難確保計画が実効性あるものとするためには施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、市長が指示・公表を行う際は、施設管理者等に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明を行う。

（4）避難訓練実施の支援

- ① 要配慮者利用施設における避難訓練の実施について、兵庫県及び市の関係部局が連携して積極的に支援を行う。
- ② ハザードマップ等の活用のほか、過去の災害による教訓を踏まえて、河川浸水想定区域の実情に応じた避難訓練が実施されることが重要であり、兵庫県及び市は、このような避難訓練が実施されるよう促進する。

第5節 地盤災害の防止施設等の整備

担 当	責 任 者	建設部長、都市計画推進担当部長
		総務部長、市民部長、上下水道部長、産業振興部長
	関係機関	姫路河川国道事務所、光都土木事務所、光都農林振興事務所、 西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社、 中国電力株式会社<福浦地区>

風水害及び地震に伴う地盤災害を防止するため、危険区域等を把握し、必要な対策の整備を行う。

1 土砂災害警戒区域等の対策

本市は、兵庫県が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、指定した警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制（避難勧告等の発令基準、対象地域等）の整備を図る。

また、区域の市民等に対し、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報（雨量情報、避難の指示等の伝達）、避難経路等を周知するため、これらの事項を記載したハザードマップ等を作成し配布するほか、次の施策を実施し、警戒避難体制を確立する。

（1）自主防災組織の積極的な活動と防災意識の向上

土砂災害警戒区域等、災害の発生するおそれのある地域等を対象に、土砂災害の原理、前兆現象の認知、避難行動の原則等を啓発するとともに、積極的な自主防災組織の活動を推進し、土砂災害に係る情報提供や避難訓練等を通じて、土砂災害に対する防災意識の向上を図る。

（2）情報の収集・伝達

気象の予警報及び雨量観測値並びに兵庫県フェニックス防災システム等からの情報を収集し、的確な避難判断ができるように、収集した情報を土砂災害警戒区域等の市民及び要配慮者が利用する施設に対し、防災行政無線、防災情報ネット（メール）、広報車等により迅速かつ円滑に伝達し、安全に避難が行えるよう体制を整備する。

特に、土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する施設で、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、円滑な警戒避難が出来るよう、速やかに情報伝達を行う。

(3) 土砂災害警戒区域等の警戒パトロールと点検及び砂防対策事業の推進

土砂災害警戒区域等における災害の未然防止及び被害の軽減を図るため、兵庫県が防災関係機関等の協力を得て実施する警戒パトロール及び点検に協力するほか、兵庫県が実施する砂防対策事業等が効果的に行われるようその推進に協力する。

■表2-9 土砂災害警戒区域数

区 分	急傾斜		土石流		地すべり		計	
	Y	R	Y	R	Y	R	Y	R
赤穂市	241	42	61	3	2	0	304	45

Y：土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合、市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、警戒避難体制の整備及びハザードマップ等を作成し周知を行う。

R：土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）のうち、建築物に損壊が生じ、市民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、兵庫県は、特定の開発行為に関する許可、建築物の構造規制、宅地建物取引における措置、建築物の移転等の勧告及び支援措置、安全対策の確認・指導を行う。

（参照）資料編資料集2-4 土砂災害警戒区域一覧表（P資料-43～50）

（参照）資料編資料集2-5 土砂災害警戒区域位置図（P資料-51～52）

(4) 土砂災害等に関する知識の普及啓発

市民の災害時行動を理解するとともに、土砂災害の予測困難性の広報や地域の災害履歴確認、ハザードマップの配布等を通じて、市民の防災意識の向上を図る。

(5) 避難確保計画（土砂災害警戒区域）

国は、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、平成29年6月19日に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」を改正し、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設[※]の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務付け、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることとした。

本市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認する。

※土砂災害防止法に基づき、市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設が対象。

（参照）資料編資料集2-8 土砂災害警戒区域等の要配慮者関連施設（P資料-64～65）

① 避難確保計画作成の支援

ア 市は、要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図る。

イ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について、兵庫県及び市の関係部局が連携して積極的に支援を行う。

② 避難確保計画の確認

施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、厚生労働省・国土交通省作成の点検マニュアル等を参考に、市の関係部局が連携して内容を確認し、必要に応じて助言等を行う。

③ 避難確保計画を作成していない場合の指示・公表

避難確保計画が実効性あるものとするためには施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、市長が指示・公表を行う際は、施設管理者等に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明を行う。

④ 避難訓練実施の支援

ア 要配慮者利用施設における避難訓練の実施について、兵庫県及び市の関係部局が連携して積極的に支援を行う。

イ ハザードマップ等の活用のほか、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練が実施されることが重要であり、兵庫県及び市は、このような避難訓練が実施されるよう促進する。

2 山地災害危険地区の対策

(1) 現 況

■表2-10 山地災害危険地区数

区 分	山腹崩壊	地すべり	崩壊土砂流出	計
赤穂市	80	1	88	169

(参照) 資料編資料集2-6 山地災害危険地区 (P資料-53~57)

(参照) 資料編資料集2-7 山地災害危険地区位置図 (P資料-58~63)

山地災害危険地区とは、山腹崩壊、地すべり、土砂流出等の山地災害が起きやすい場所であり、兵庫県が林野庁の山地災害危険地区調査要領に基づき抽出、調査している地区である。

① 山腹崩壊危険地区

山地崩壊（落石による災害を含む）による災害が発生するおそれのある地区

② 地すべり危険地区

地すべりによる災害が発生するおそれがある地区

③ 崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、災害が発生するおそれのある地区

(2) 整備計画

本市は、山地災害危険地区において、兵庫県が行う治山事業に協力するとともに、未整備地区の早期整備を要請する。

① 治山事業の推進

兵庫県が行う治山事業に協力し、山地災害危険区域における災害の防止に努める。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木となる危険性の高い溪流沿いの立木の伐採、林外搬出などの対策に努める。

また、山地災害危険地区における警戒避難体制の整備を推進する。

② 山地災害危険地区の周知

山地災害危険地区については、土砂災害警戒区域と同様に、関係する地区の市民等に対し周知による啓発活動を行う。

■表2-11 主な事業の内訳

事業名	根拠法規	事業主体
山地治山	・ 森林法	兵庫県
防災林整備	・ 森林法	
災害関連緊急治山	・ 森林法	
災害関連緊急地すべり防止	・ 地すべり等防止法	
林地崩壊防止	・ 林地崩壊防止事業補助金交付要綱	赤穂市
県単独治山	・ 県単独災害復旧補助治山事業実施要領	兵庫県
	・ 農政環境部補助金交付要綱	赤穂市

3 災害危険区域

(1) 現況

本市の災害危険区域は20区域である。

建築基準法第39条に基づく「災害危険区域に関する条例」による。

(参照) 資料編資料集2-9 災害危険区域の指定状況 (P資料-66)

(2) 整備計画

兵庫県が行う災害危険区域の指定に協力するとともに、既存の区域内に立地する住宅の除去及び移転を推進する。

① 災害危険区域の指定

兵庫県が行う災害危険区域の指定に協力し、特に災害の危険が著しいと認められる地域については、災害危険区域への指定を兵庫県に要請する。

② 災害危険住宅の除却又は移転

災害危険区域内に立地する住宅の除却及び移転を行う者に対する助成を行っており、さらに推進を図る。

4 中山間地等における防災対策

(1) 通信設備等の確保

風水害及び地震による土砂災害等で孤立する可能性がある集落（小島、古池地区）との通信途絶を防止するため、防災行政無線、簡易無線機、発電機（燃料の確保を含む。）の適正な管理を行うとともに、定期的な通信訓練等を行い、機器の操作方法の習熟を図る。

(2) 物資供給・救助活動への備え

長期間孤立した場合、高齢者等の住民が日常的に服用している医薬品等の不足も懸念されることから、孤立時に供給すべき医薬品等の供給体制についても検討する。

また、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保を図るほか、船舶等地域の実情に応じた機動力の確保を図る。

(3) 備蓄の推進

集落の孤立に備え、水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努めるほか、公的備蓄のみならず、自主防災組織及び各家庭における備蓄の促進を図る。

(4) 道路・ライフライン等寸断への対策

迅速に道路・ライフライン等被害情報の収集及び関係機関への情報提供が行えるよう、消防団員など情報収集するための連携体制整備を推進する。

(5) 要配慮者への支援対策

関係部局、自主防災組織、福祉関係者等は連携して、要配慮者への情報伝達や避難誘導等の体制整備を推進する。

(6) 広 報

孤立する可能性がある集落（小島、古池地区）の住民に対して、孤立時の対応及び安否情報の発信等、地震等の災害が発生し孤立した場合の対応について、平常時から啓発に努める。

5 地盤の液状化

(1) 本市の状況

本市は、市街地の大部分が三角州や干拓地となっており、液状化の可能性が高い地域と予測されている。

なお、地震災害時に液状化被害の発生が懸念される場所については、市民に危険性を周知するよう努める。

(2) 予防対策

液状化の危険性が高い地域では可能な限り重要構造物の建設を避け、地盤改良や建築物基礎の強化に努める。

① 土木施設構造物（道路施設、河川施設及び橋梁等）

- ア 地盤改良による工法
- イ 構造物で対処する工法

② 建築物

- ア 建築物に施す対策工法
- イ 地盤内に施す対策工法

③ 地下埋設物（上下水道、電気、ガス、電話の管路）

- ア 地下埋設管路の対策工法
- イ 地盤の改良工法

【CGハザードマップの内容】 <http://www/hazardmap.pref.hyogo.jp/>

- 5つの自然災害（洪水、土砂災害、高潮、津波、ため池）の危険度（洪水・高潮・津波・ため池浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等）や避難に必要な情報（避難所等）が確認できる。
- 雨量、河川水位、カメラ画像、土砂災害危険度等のリアルタイム情報が一元的に確認できる。
- 駅や主要地点における浸水イメージCGなどで災害の恐ろしさや、避難所の留意点等、防災学習ができる。
- 作図機能で地域の防災マップの作成ができる。

このほか、県は、新たに想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図等の情報の提供等、最新の災害危険情報を提供している。

第6節 交通関係施設の整備

担 当	責 任 者	建設部長
		総務部長、市民部長
	関係機関	姫路河川国道事務所、光都土木事務所、 西日本旅客鉄道株式会社、赤穂警察署、姫路海上保安部、 西日本高速道路株式会社関西支社

本市の幹線交通は、山陽自動車道をはじめ、国道2号及び国道250号、又はJR山陽本線及び赤穂線等で東西方向に発達しており、西播磨臨海地域の主要都市との社会的な結びつきが強いが、南北方向には、幹線交通網の整備が十分でないため、地域間の結びつきが弱い。

1 緊急輸送道路ネットワークの整備

兵庫県は、兵庫県地域防災計画において緊急輸送道路を指定し、災害発生後の救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うために必要な緊急輸送道路のネットワーク化を図っている。

本市は、兵庫県が指定した緊急輸送道路から、本市の防災拠点（赤穂市災害対策本部、地域防災拠点等）に連絡する本市が管理する道路について緊急輸送道路と位置づけ、円滑に物資輸送が実施できるよう、多重性・代替性を確保した効率的な緊急輸送道路ネットワークの整備を計画的に進める。

■表2-12 市域に係る兵庫県指定緊急輸送道路

路線名	起点地名	終点地名	路線延長 (km)	管理者名
山陽自動車道	中国自動車道 神戸JCT	神戸市北区・三木市境	15.2	西日本高速道路(株)
	神戸市北区・三木市境	兵庫県岡山県境	78.4	西日本高速道路(株)
一般国道2号	たつの市揖保町門前 (門前前交差点)	赤穂郡上郡町梨ヶ原 (兵庫県岡山県境)	26.4	国
一般国道250号	姫路市飾磨区中島 (中島2丁目交差点)	赤穂市福浦 (兵庫県岡山県境)	48.2	兵庫県
一般国道373号	赤穂市有年原 (有年原交差点)	佐用郡佐用町上月 (上月三差路交差点)	22.0	兵庫県
坂越御崎加里屋線	赤穂市さつき町 (わくわくランド北交差点)	赤穂市加里屋 (東沖交差点)	1.4	兵庫県

路線名	起点地名	終点地名	路線延長 (km)	管理者名
赤穂佐伯線	赤穂市砂子 (船越橋西交差点)	赤穂市東有年 (東有年交差点)	9.1	兵庫県
岡山赤穂線	赤穂市新田 (赤穂IC)	赤穂市新田 (新田交差点)	0.3	兵庫県
赤穂港線	赤穂市加里屋	赤穂市加里屋 (西沖交差点)	0.8	兵庫県
周世尾崎線	赤穂市坂越 (国道250号交差点)	赤穂市さつき町 (わくわくランド北交差点)	3.6	兵庫県
新田坂越線	赤穂市新田	赤穂市中広	3.3	赤穂市

(参照) 資料編資料集2-10 兵庫県指定緊急輸送道路ネットワーク図 (P資料-67)

2 輸送拠点

緊急輸送を実施する際の輸送拠点として、緊急輸送道路に近接している箇所であることを基本的な要件とし、次のとおり位置づける。

なお、この輸送拠点については、優先的に施設の耐震性を確保する。

また、下記の輸送拠点が利用できない場合を想定し、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握を行う。

(1) 一次輸送拠点

本市では、兵庫県地域防災計画で広域輸送拠点に指定されている兵庫県立赤穂海浜公園、赤穂市民総合体育館及び赤穂城南緑地野球場を一次輸送拠点として位置づける。

一次輸送拠点は、陸上輸送による県外等からの緊急物資等の受入れ、積み替え、配分等を行う拠点とする。

(2) 二次輸送拠点

二次輸送拠点は、一次輸送拠点から届けられる救援物資を受入れ、地域内の避難所、病院及び社会福祉施設等に対して、仕分け、配送等を行う地域防災拠点として位置づけるもので、原則、各公民館とする。

3 道路

道路施設被害を軽減して交通障害を防止し、かつ緊急輸送を円滑に行うため、平常時から道路、橋梁についての危険箇所及び迂回道路を調査して、改良及び補修を推進する。

特に、緊急輸送道路に指定された路線については、重点的に防災対策の強化を図る。

なお、国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、県及び道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定しており、機能強化及び重点支援を行うことになっている。

市内を通る重要物流道路は山陽自動車道、国道2号、国道373号で、このほかに代替・補完路として国道250号が指定されている。

(1) 危険箇所調査・整備

市道を対象として道路防災総点検を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、緊急度の高い箇所から防災対策を進める。

① 道路防災総点検

落石等の自然災害により道路交通への被害発生のおそれのある箇所を把握する。

② 道路の防災補修工事

道路防災総点検の結果に基づき、道路の防災工事が必要な箇所を指定し、その対策工事を実施する。

(2) 橋梁の整備

河川の増水による橋梁の流失、落下を防止し、交通の確保を図るため、橋梁の道路防災総点検を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、緊急度の高い橋梁から防災対策を進める。

なお、橋梁の防災対策については、道路橋示方書に基づき耐震化を行う。

また、併せて今後老朽化する橋梁数の増大に対応するため、「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、効率的な修繕を行う。

(3) 関連機関・団体との協力等

① 災害時の道路交通管理体制の整備

② 赤穂警察署と警備業者等との協議

ア 交通規制

イ 交通誘導

③ 道路管理者と建設業者との協議

ア 発災後の道路の障害物除去

イ 応急復旧等に必要人員

ウ 資機材等の確保

④ 赤穂市と運送事業者等との協議

ア 緊急輸送体制の整備

4 鉄 道

西日本旅客鉄道株式会社は、列車運転の安全確保を確立するために必要な線路諸設備の実態把握、また、併せて周囲の諸条件を調査して異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行い、災害発生のおそれがある場合における警戒体制をあらかじめ次のように確立している。

(1) 風害対策

対策を必要とする箇所について、沿線樹木の倒壊予防、架空電車線の振れ止め強化を行うほか、橋梁上又は高架部分等に設置の風速計により風速を監視する。

(2) 水害対策

雨量計、河川水位計、河川情報センター末端機並びに文字放送により、降雨状況、河川水位、台風、週間天気等の情報を収集し、状況の把握を行う。

(3) その他対策

阪神・淡路大震災により被災し復旧した高架橋は、震災直後に運輸省に設置された「鉄道施設耐震構造検討委員会」により提示された「阪神・淡路大震災に係る特別仕様」に従い、兵庫県南部地震程度の地震まで耐え得るように考慮する。

本市は、災害の発生に備えて、西日本旅客鉄道株式会社との緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定め、西日本旅客鉄道株式会社が実施する災害予防対策に協力する。

また、突発的な事故発生時において初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常招集体制の整備を図る。

5 臨時ヘリポート

兵庫県が指定する次表のヘリコプター臨時離着陸場適地のうち、本市が管理する3施設については、平常時から施設管理者と連絡を取り、現状を把握するとともに、臨時ヘリポートを示す表示板や夜間誘導灯火、航空無線施設等の支援施設の整備に努める。

■表2-13 兵庫県指定ヘリコプター臨時離着陸場適地

指定場所	施設管理者	所在地	連絡先	最大対応機種	敷地の広さ 延長×幅(m)
兵庫県立 赤穂海浜公園	兵庫県知事 赤穂海浜公園 管理事務所	御崎1857-5	0791- 45-0800	川崎 CH-47J	185×170m
赤穂城南緑地公園 陸上競技場	赤穂市長 赤穂市建設部	加里屋1278	0791- 43-6828	川崎 CH-47J	121×215m
千種川河川敷緑地 サッカー場	赤穂市長 赤穂市建設部	南野中字久保	0791- 43-6828	川崎 CH-47J	105×105m
千種川河川敷緑地 (高野公園)	赤穂市長 赤穂市建設部	高野	0791- 43-6828	川崎 CH-47J	87×87m

6 海上交通関連施設等

(1) 海上交通環境の整備

港湾管理者等は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性確保に努めている。

また、姫路海上保安部は、航路標識の維持管理に努めている。

本市は、災害の発生に備えて、緊急時における関係機関との情報収集連絡窓口をあらかじめ定めるほか、姫路海上保安部等が実施する災害予防対策への協力、並びに港湾管理者等が実施する海上交通環境整備に協力する。

第7節 ライフライン施設の整備

担 当	責 任 者	総務部長、上下水道部長
		建設部長
	関係機関	関西電力株式会社、中国電力株式会社<福浦地区>、 西日本電信電話株式会社

1 上水道施設

(1) 現 況

本市の上水道普及状況及び水源施設の整備状況は、次表のとおりである。

■表2-14 上水道普及状況
(平成31年3月31日現在)

給水戸数	22,639戸
給水人口	47,612人
1日平均取水量	33,197m ³
1日平均配水量	32,903m ³
水道管延長	341,422m
普及率	100.0%

■表2-15 水源施設整備状況
(平成31年3月31日現在)

区 分	水源施設	認可水量 (m ³ /日)	取水能力 (m ³ /日)
地下水	木津水源 (一次)	19,000	19,000
	北部水源	2,600	2,600
表流水	木津水源 (二次)	39,900	34,560

(2) 整備計画

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず、迅速な復旧ができるよう、上水道施設の整備を促進する。

また、施設の整備に際しては、耐震化も併せて行う。

① 災害に強い施設の構築と老朽施設の整備

地震等による断水・減水をできるだけ少なくするため、水道施設について被害を最小限にとどめるための計画を策定し、施設の新設・拡張・改良計画に併せて計画的に整備を進める。

② 水道施設の保守点検

水道施設について、巡回点検し施設の保守を行う。

③ 断水対策

系統多重化による補完機能の強化、配水ブロックの整備、緊急遮断弁の設置による被害区域の限定化を推進する。

④ 台帳の整備

緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から台帳の管理を行うとともに、台帳を電子化してデータのバックアップの充実を図る。

⑤ 系統間の相互連絡

導水管路、送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

⑥ 災害時用の資機材の整備

必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。

⑦ 教育訓練並びに平常時の広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、平常時から、職員に対する教育訓練の実施や市民に対する広報を行う。

(3) 相互応援協定

県内の各市町及び各水道事業体において締結された「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、災害対策資機材の備蓄状況などの災害対策に関する情報交換や連絡方法等必要な事項の協議及び調整を行い、災害時における相互応援活動を円滑に行う。

2 生活排水処理施設

(1) 現況

本市の下水道等の生活排水普及状況及び処理施設の整備状況は、次のとおりである。

■表2-16 生活排水普及状況 (平成31年3月31日現在)

種別	整備面積 (ha)	処理区域内戸数 (戸)	処理区域内人口 (人)	普及率 (%)
下水道	1,518.2	21,030	45,011	94.6
農業集落排水	75.5	815	2,273	4.8
合併処理浄化槽	—	41	116	0.2
計	1,593.7	21,886	47,400	99.6

※行政人口 (平成31年3月31日現在) 47,612人

■表2-17 下水道等施設整備状況

(平成31年3月31日現在)

種 別	下水道 (雨水)	下水道 (汚水)	農業集落排水施設
計画処理 区域面積	1,189ha	2,001ha	75.5ha
下水管渠	延長 82km	延長 371.9km	延長 39.4km
ポンプ施設	6ヶ所 敷地面積 17,210m ²	64ヶ所 (マンホールポンプ含む) 敷地面積 9,855m ²	30ヶ所 (マンホールポンプ)
処理施設	<p>赤穂下水管理センター 排除方式 分流式 敷地面積 6.1ha 処理方式 標準活性汚泥法 処理能力 26,800m³/日</p> <p>福浦下水処理場 排除方式 分流式 敷地面積 0.18ha 処理方法 オキシデーションディッチ法 処理能力 810m³/日</p> <p>はりま台下水処理場 排除方式 分流式 敷地面積 0.11ha 処理方法 長時間ばっ気法 処理能力 265m³/日</p> <p>古池下水処理場 排除方式 分流式 敷地面積 0.086ha 処理方法 オキシデーションディッチ法 処理能力 35m³/日</p> <p>大泊下水処理場 排除方式 分流式 敷地面積 0.088ha 処理方法 オキシデーションディッチ法 処理能力 100m³/日</p> <p>小島下水処理場 排除方式 分流式 敷地面積 0.12ha 処理方法 長時間ばっ気法 処理能力 90m³/日</p>	<p>周世地区農業集落排水処理施設 排除方式 分流式 敷地面積 0.151ha 処理方式 JARUS-Ⅲ型 処理能力 118.8m³/日</p> <p>有年原地区農業集落排水処理施設 排除方式 分流式 敷地面積 0.115ha 処理方式 JARUS-Ⅲ型 処理能力 138.6m³/日</p> <p>原新田地区農業集落排水処理施設 排除方式 分流式 敷地面積 0.115ha 処理方式 JARUS-Ⅲ型 処理能力 174.9m³/日</p> <p>有年牟礼地区農業集落排水処理施設 排除方式 分流式 敷地面積 0.12ha 処理方式 JARUS-I型 処理能力 92.4m³/日</p> <p>東有年地区農業集落排水処理施設 排除方式 分流式 敷地面積 0.179ha 処理方式 JARUS-Ⅲ型 処理能力 372.9m³/日</p> <p>西有年第1地区農業集落排水処理施設 排除方式 分流式 敷地面積 0.203ha 処理方式 JARUS-Ⅲ型 処理能力 359.7m³/日</p> <p>西有年第2地区農業集落排水処理施設 排除方式 分流式 敷地面積 0.103ha 処理方式 JARUS-Ⅲ型 処理能力 270.6m³/日</p> <p>有年檜原地区農業集落排水処理施設 排除方式 分流式 敷地面積 0.15ha 処理方式 JARUS-XⅣ型 処理能力 125.4m³/日</p>	

(2) 整備計画

災害による下水道施設の被害を最小限に抑え、被害を受けても速やかに復旧できるように下水道施設の整備を推進する。

また、施設の整備に際して、耐震化も併せて行う。

① 災害に強い施設の構築と施設の更新

地震等による処理施設及び污水管渠の被害をできるだけ少なくするため、施設の改良計画を策定し、計画的に整備を進める。

ア 重要幹線管渠の整備

イ ポンプ場及び処理場の整備

ウ 資機材の整備

② 下水道施設の保守点検

下水道施設について、平常時の巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

③ 災害時用の資機材の整備

必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。

④ 教育訓練等

災害発生時に的確な防災対策及び早期の施設復旧対策が講じられるよう、平常時から職員並びに施設管理委託者に対する教育訓練等の実施を行う。

3 電力施設

関西電力株式会社及び中国電力株式会社は、次の内容により電力施設の整備等を進める。

なお、本市内には関西電力株式会社の発電施設、両会社の送電施設もあるが、これら施設は大規模であり、広域的機能を担うものであるため、これらの予防計画は、兵庫県地域防災計画によるものとする。

(1) 施設の保全

① 台風、洪水、集中豪雨、高潮対策

ア 変電設備

洪水、高潮災害予知地点における重点的な設備防護措置の実施

イ 配電設備

電気設備に関する技術基準等による風水害対策の実施

② 雷害対策

ア 変電設備

耐雷遮蔽、避雷器の重点配備、適正更新実施及び系統保護継電装置の適正更新実施

イ 配電設備

襲雷頻度の高い地域における避雷器等の避雷装置の取付の実施

③ 塩害対策

ア 変電施設

沿岸施設の恒久的耐塩設計の実施、及び定期的汚損測定、水洗、シリコン塗布による応急的措置

イ 配電設備

耐塩用がい子、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等の取付の実施

④ 地震対策

ア 変電施設

- ・主要機器の効果的な耐震構造化
- ・構造物の耐震設計の採用

イ 配電設備

- ・地中設備に係る不等沈下発生箇所の改修の実施
- ・橋梁並びに建物取付部における耐震性管材料及び構造の採用
- ・配電設備の巡視点検の実施
- ・配電設備の地中化に関する、総合的な都市整備と協調した計画的な設備の実施

(2) 電力の安定供給

① 通信設備の確保

- ・主要通信系統の2ルート化
- ・健全回線への切替えによる応急連絡回線の確保
- ・通信用電源の確保
- ・移動無線応援体制の整備
- ・近畿地方非常通信協議会加入による地方各機関との相互協力

② 電気施設予防点検

電気施設に関する技術基準の定めるところに適合するよう定期的に当社工作物の巡視、点検（災害のおそれのある場合には特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行う。

③ 气象台等との連携

災害発生の予知について气象台等との連携を密にするほか、次の手段によりの確な情報の入手に努める。

- ・気象用レーダーによる気象情報の把握
- ・ロボット雨量計による雨量情報の把握

④ 公衆災害、二次災害の防止

ア 電気工作物の適正管理を推進するため、以下の対策を実施する。

- ・樹木接触、看板接触等による漏電の防止措置
- ・引込巡視、定期絶縁検査の計画実施
- ・不良電気設備（需要家）の改修促進

イ 災害時における感電や火災等の公衆災害、二次災害を防止するため、平常時から以下の対策を実施し、需要家の防災意識の向上に取り組む。

- ・テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びパンフレット、チラシ等の各種広報媒体を活用した電気保安上の注意点についての電気事故予防PR活動の実施
- ・自家用、特高需要家との連絡協調体制の確立、保安上の注意喚起の実施

- ⑤ 資機材の整備点検
 - ア 資機材の確保
地域的条件等を考慮して、災害対策用資機材等の必要数を確保する。
 - イ 資機材の輸送
輸送力確保のため、運送業者その他と協調して、輸送力確保に万全を期す。
- ⑥ 防災訓練、防災教育の実施
 - ア 訓練の種類
 - ・情報連絡訓練
 - ・被害復旧訓練
 - イ 訓練の方法
 - ・全社規模における総合訓練
 - ・各級機関における総合又は部門別訓練
 - ・自治体等の防災訓練への参加
 - ウ 従業員の防災教育
関係法令集、各種パンフレットの配布、検討会・講演会の開催及び社内報への関連記事掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚を図る。

4 電気通信施設（電話）

（1）西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社の取り組み

西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社は、次の内容により電気通信施設の整備等を推進する。

- ① 施設の保全及び耐震性の強化
 - ア 建物及び鉄塔
建物及び鉄塔の耐震診断及び補強を実施する。
 - イ 所内設備
 - ア) 機械設備
建物に設備している交換機、伝送設備などについて振動による倒壊、損傷を防止するため、局舎のハリ、壁及び床などに支持金物でボルト固定を施すとともに、各装置に搭載している電子部品等も脱落やずれが生じないように固定し、耐震補強を実施する。
 - イ) 電力設備
電力設備は、建物へ支持金物により固定し、蓄電池は耐震枠による移動防止などの対策を講じているが、更に発電装置系の始動用補給水の確保、燃料配管のフレキシブル長尺化、蓄電池及び自家発電装置の耐震強化を実施する。
 - ウ 所外設備
架空ケーブルの地中化を計画的に推進する。

- ② 災害対策用設備等の整備・点検
 - ア 通信途絶用無線網の整備
 - イ 有線不通時の内閣府中央防災無線における国等防災関係機関との通信確保
 - ウ 災害対策用機器の整備・充実
 - エ 復旧機材の備蓄
- ③ 防災訓練の実施
 - ア 災害発生時に備え、災害対策機器の取扱方法の熟知、情報連絡体制の充実、防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災訓練等を計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加する。
 - イ 演習の種類
 - ・災害対策情報伝達演習
 - ・災害復旧演習
 - ・大規模地震を想定した復旧対策演習
 - ウ 演習の方法
 - ・広域規模における復旧シミュレーション
 - ・事業所単位での、参集・情報伝達演習
 - ・防災関係機関における総合防災訓練への参加

(2) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社の取り組み

KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社は、次の内容により電気通信施設の整備等を推進する。

- ① 通信設備等に対する防災設計
 - 災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行う。
 - また、主要な通信設備等については、予備電源を設置する。
- ② 通信網等の整備
 - 災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により整備を行う。
 - ア 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。
 - イ 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。
- ③ 災害対策用機器、車両等の配備
 - 災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬車両その他防災用機器等を配備する。

④ 防災訓練の実施

ア 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係る情報の収集・伝達、対策本部の設置、非常招集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害復旧、災害対策用機器の操作、消防・防水、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図る。

イ 訓練の実施に当たっては、被災想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう配慮するとともに、関係地方公共団体が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行う。

5 ガス施設

(1) 一般社団法人兵庫県LPガス協会の取り組み

一般社団法人兵庫県LPガス協会は、次の内容により施設の整備等を推進する。

- ① 集中監視システムの導入
- ② 安全機器の取付促進
- ③ 地域防災事業所の設置
- ④ 防災要員の確保
- ⑤ 中核充填所の設置
- ⑥ 相互協力体制の確立
- ⑦ 防災訓練等の実施と参加
- ⑧ 災害防止のための普及啓発活動の実施

(2) 大阪ガス株式会社の取り組み

大阪ガス株式会社は、次の内容により施設の整備等を推進する。

① 要員の確保

被害状況に応じて社員及び協力会社作業員を必要な作業工程毎に効率的に編成動員するため、職能別に要員を把握するとともに、定期的に見直しを行う。

② 教育訓練

災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行うとともに、年1回全社規模での訓練を実施する。

③ 巡回点検計画の立案と実施

あらかじめ災害の発生が予想される際に巡回点検する主要供給路線、橋りょう架管及び受水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を定めておく。

第3章 防災施設の整備

- 本市の災害対策拠点において、耐災害性を確保し、情報通信の多重化等の機能強化を図る。
- 防災センター、消防本部（署）の整備充実をはじめ、消防設備や水防資機材等の計画的な整備を図る。

■章の構成

<p>第3章 防災施設の整備</p>	<p>第1節 防災センター、消防本部（署）の整備充実</p> <p>第2節 情報通信機器・施設の整備充実</p> <p>第3節 防災拠点の整備</p> <p>第4節 防災資機材の整備</p>
------------------------	---

担当	責任者	<p>危機管理監、総務部長、消防長</p> <hr style="border: 0; border-top: 1px solid black; margin: 5px 0;"/> <p>各部長</p>
----	-----	---

第1節 防災センター、消防本部（署）の整備充実

赤穂市防災センターは、市民の防災教育、訓練施設として、また、防災に関する各種資機材・物資の備蓄施設として整備されており、引き続き展示物品、備蓄物資の充実を図る。

また、併設する消防本部には、消防緊急通信指令設備や消防救急デジタル無線基地局設備、防災行政無線の端末設備等が設置され、消防・救急・救助各種災害対応活動の中核施設となっている。これらの設備が、常時正常な状態で運用できるよう維持管理に努めるとともに、経年による劣化状況に応じ更新整備を図り、災害対応に最善を期する。

1 施設概要

本 体	：鉄骨鉄筋コンクリート造	3階建	延面積	3,538.64m ²
主訓練塔	：鉄筋コンクリート造	6階建	延面積	273.31m ²
副訓練塔	：鉄筋コンクリート造	3階建	延面積	40.50m ²
防災資機材庫	：鉄筋コンクリート造	平屋建	延面積	50.00m ²
プロパン庫	：コンクリートブロック造	平屋建	延面積	9.50m ²
耐震性貯水槽	：100m ³ 、1基			

2 諸設備

電 気	：自家発電設備（300KVA）、高圧受電設備、エレベータ設備、放送設備
空 調	：冷暖房設備、換気設備
給排水	：直圧給水方式
防 災	：屋内消火栓設備、粉末消火設備、自動火災報知設備、誘導灯、泡原液タンク（6,000ℓ）、避雷設備
通 信	：消防緊急通信指令設備、消防救急デジタル無線設備、電話交換設備、消防団サイレン吹鳴遠隔装置、気象観測装置、兵庫衛星通信ネットワークシステム、災害対応総合情報ネットワークシステム（以下、「フェニックス防災システム」という。）、兵庫県広域災害・救急医療情報システム、全国瞬時警報システム（Jアラート）

第2節 情報通信機器・施設の整備充実

フェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワークシステム等の活用を図る。

また、職員相互又は赤穂市災害対策本部と各避難所等防災拠点との通信手段を確保するため、以下の情報通信機器等の整備を推進する。

なお、フェニックス防災端末にテレビ会議システムが導入されており、県災害対策センター、市、県民局等の複数拠点とのテレビ会議が可能である。

1 防災行政無線の整備等

災害時に電気、電話等が一時的に途絶しても、情報連絡体制が確保できるよう、状況に応じて更新整備を図り、災害対応に万全を期する。

特に、障がい者世帯や土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域等にある世帯については、より確実な情報伝達手段の確保に努める。

2 インターネットを利用した情報伝達の充実

インターネット、本市関連機関のネットワーク等を整備することにより、報道機関、市民等からの多様な災害関連情報等の収集伝達体制の整備を推進する。

なお、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの防災施策への積極的な活用を図る。

3 携帯電話の整備

携帯電話、衛星携帯電話等の整備を進めるとともに、赤穂市防災情報ネット（メール）の有効活用を図る。

4 安心・安全公共 commons の整備

安心・安全に関する公的情報を迅速かつ正確に市民に伝達するため、テレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様なメディアを活用する安心・安全公共 commons の整備を推進する。

5 ひょうご防災ネットの普及促進

兵庫県は、避難に関する情報などの緊急情報や気象情報等を配信する「ひょうご防災ネット」を提供するとともに、スマートフォン用アプリの開発及び機能の充実を図る。

本市は、「ひょうご防災ネット」の普及促進を図る。

6 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と、防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備を推進する。

第3節 防災拠点の整備

地域の自立的な防災機能を強化するため、面的整備事業等を活用して公園、地域医療施設、学校、公民館等の整備を推進する。

さらに、河川や道路を軸とした広域防災帯により分割可能な単位で、災害時にきめ細かな救援・救助等を推進するため、総合防災拠点、地域防災拠点及びコミュニティ防災拠点を整備するほか、広域防災拠点を活用した、被災地への要員、物資の輸送等による支援体制を整備する。

そのほか、臨海部においては公園・緑地・広場を活用し、非常時には救助・救援や物資・人員輸送のできる防災拠点の整備に努める。

1 総合防災拠点の整備

本市は、市役所を総合防災拠点と位置づけ、災害が発生した場合、市民への情報伝達、避難所との連絡調整、兵庫県等への報告や応援要請等、あらゆる災害、被災情報を統括する赤穂市災害対策本部を3階303号室に設置することとし、赤穂市災害対策本部設置に必要な無線、有線等の通信機器、視聴覚機器、非常電源等を整備し、赤穂市災害対策本部室等の機能強化を図る。

また、市庁舎や庁舎内設備の耐震化を優先的に推進し、市役所が被災し、赤穂市災害対策本部の機能を果たせない場合に備え、防災センターに赤穂市災害対策本部としての代替機能が果たせるよう情報通信設備等の整備に努める。

2 地域防災拠点の整備

本市は、各公民館及び赤穂城南緑地を地域防災拠点として位置づけ、各公民館については備蓄物資（照明用ランタン、懐中電灯、ハンドマイク、毛布等）の整備を図る。

また、平常時より、管轄内の各避難所の施設管理者と緊急時に円滑な情報交換が図れるよう連絡体制を整備し、災害時には、管轄内の各避難所の状況把握、人的・物的資源の調整を実施できるようにする。

3 コミュニティ防災拠点の整備

本市は、各小・中学校等をコミュニティ防災拠点として位置づけ、備蓄物資（照明用ランタン、懐中電灯、ハンドマイク、毛布等）を整備している。

さらに、施設管理者と緊急時に円滑な情報交換が図れるよう連絡体制を整備するとともに、施設の耐震・耐火性の強化及び通信手段の確保等防災機能を備えた施設整備を図る。

また、要配慮者の利用も想定した防災機能の強化に努めるとともに、救援・救護活動が迅速にできる体制の整備を図る。

■表2-18 防災拠点の機能

区 分	機 能
広域防災拠点 (西播磨内陸地域) ○播磨科学公園都市 (ブロック拠点) ○赤穂海浜公園 (輸送拠点)	○兵庫県災害対策本部の機能補完 ○情報通信機能 ○緊急物資、復旧資機材の備蓄・保管拠点 ○防災ヘリポート ○地域内外からの物資の集積・配送拠点 ○救急・救援要員の駐屯機能(地域防災拠点の支援・補完)
総合防災拠点 ○市役所(防災センター) ※()は代替施設	○赤穂市災害対策本部室としての機能 ○情報通信機能
地域防災拠点 ○公民館 ○赤穂城南緑地	○防災ブロック内の救援・救助、復旧活動の拠点 ○広域防災拠点からの緊急物資、復旧資機材の配送拠点 ○緊急物資、復旧資機材の備蓄拠点 ○広域避難スペース ○情報通信機能 ○救援・復旧活動にあたる主体の駐屯拠点 ○救急医療、高齢者・障がい者ケア機能との連携
コミュニティ防災拠点 ○小・中学校等	○地域住民の避難場所 ○地域住民の防災活動拠点 ○情報通信機能

4 避難所機能の整備

(1) 避難所機能としての体制整備

避難所運営マニュアルに基づき、職員、公民館、学校等の施設管理者、避難市民との役割分担、避難所運営ルール等を定め、関係者に事前に周知する。

また、自主防災組織等の協力を得て、避難所運営組織の編成を図るなど運営体制の整備に努め、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図るとともに、地域の居住者、要配慮者(特に避難行動要支援者)に関する情報を把握するよう努める。

(2) 避難所機能としての施設整備

指定避難所に指定する施設には、ファクシミリ、サイレン、パソコン等のUPS(無停電電源装置)等の情報通信機器の配備を推進する。

また、良好な生活環境を確保するための設備(テレビ、ラジオ、空気清浄機、照明器具等)や備蓄物資の確保とともに、備蓄物資は定期的に点検し、必要に応じて更新する。

(3) 指定避難所の管理運営体制の周知

避難所運営マニュアルや訓練等を通じて、市民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮する。

(4) 福祉避難所の指定

指定避難所内の一般避難スペースでのケアが困難な避難行動要支援者は、状況に応じて、指定する福祉避難所へ収容する。

本市は、公共施設や民間の福祉関連施設等について、福祉避難所としての利用可否を調査し、必要に応じて、施設管理者と協力協定を締結するとともに、円滑な開設運営に資するための協議を進める。

また、災害時に一般避難者が福祉避難所に殺到し、福祉避難所としての開設が困難になることがないように、福祉避難所の役割について市民に周知する。

(5) 要配慮者に配慮した施設整備等

多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫すること、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえること、歩行が困難な障がい者等の通路を確保することなど、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。

第4節 防災資機材の整備

1 消防・救助用資機材

洪水、土砂災害、火災等に対応するため、消火活動用資機材を増強するとともに、人命の検索、救出を迅速に行うため救助活動用資機材の充実を図る。

2 水防用資機材

毎年出水期前に、水防用資機材について、点検、整備を行うほか、土のう作成器やエンジン付き災害用ボート等水害を想定した装備の充実を図る。

3 情報伝達用資機材

災害時における市民への情報伝達、連絡手段を確保するため、車載型拡声装置、ハンドマイク等の点検、並びに整備に努める。

4 道路交通用資機材

道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備する。

また、国、兵庫県の道路管理者と連携して、災害により道路施設の損壊等が生じ通行に支障があり、応急復旧を必要とする場合を想定し、道路交通法に基づく交通諸規制を実施するために必要な資機材を整備する。

特に、通行禁止等を示す看板やカラーコーン、道路被災箇所を囲い込むバリケード等の整備を図る。

5 その他

上記のほか、関係各課は適宜、自動車、ろ水機、給水車、消毒器、残留塩素測定器、防疫用薬品及び防疫用給水に必要な装備具、治療用の医療用具、医薬品（希少ワクチン類を含む）、衛生材料、資材運搬用の資機材、被災建築物応急危険度判定資機材、並びに農業関係災害応急対策に必要な資機材等について、点検、整備に努める。

(参照) 資料編資料集2-15 防災備蓄物資一覧 (P資料-73)

第4章 消防予防対策の推進

- 消防力、救急・救助体制の強化を図るとともに、災害発生時には、配備している救急・救助資機材を有効に活用できるよう消防職・団員の能力の向上を図る。
- 防火対象物等の査察等を通じて、火災予防を推進する。また、火災予防運動の実施により、火災予防思想の普及啓発を行う。
- 大規模火災や林野火災等に対応するため、広域での消防応援協定を締結し、災害時の対応力を強化する。

■章の構成

<p>第4章 消防予防対策の推進</p>	<p>第1節 消防施設等の整備</p> <p>第2節 火災予防対策の実施</p> <p>第3節 救急・救助体制の整備</p> <p>第4節 広域応援体制の整備</p> <p>第5節 文化財等の火災予防</p> <p>第6節 大規模火災時の避難計画</p>
--------------------------	---

担 当	責 任 者	消防長
		各部長
	関係機関	各項目に記載

第1節 消防施設等の整備

1 消防施設等の現況

本市の消防施設・設備等の現況は、次の資料編に示すとおりである。

(参照) 資料編資料集2-11 消防施設・設備の現況 (P資料-68～69)

(参照) 資料編資料集2-12 消防署員・団員の数 (P資料-70)

(参照) 資料編資料集2-13 消防水利の概要 (P資料-71)

2 消防施設等の整備計画

火災が同時に多発した場合に、その消火及び延焼防止への対応も踏まえ、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、計画的な整備を推進する。

- ① 「消防力の整備指針」「消防水利の基準」の達成を目標に、計画的な整備を進める。
- ② 水道施設等の被害によって消防水利の確保に支障を来すことのないよう、都市公園等に、防火水槽、耐震性貯水槽等を計画的に設置し、消火栓整備と併せて、自然水利やプール等、多様な水源を活用した消防水利の確保と適正な配置を推進する。
- ③ 都市公園等に設置する耐震性貯水槽（100m³級）に小型動力ポンプ（収納庫を含む。）を配置し、地域住民による初期消火体制の充実強化を図る。
- ④ 消防・救急・救助車両については、消防車両整備計画に基づき、計画的に整備するとともに、緊急消防援助隊設備の充実強化を図る。

第2節 火災予防対策の実施

1 火災予防思想の普及啓発

(1) 火災予防運動の実施等

毎年春、秋に実施される全国火災予防運動に呼応して、本市における火災予防運動を実施し、広く市民に火災予防思想の普及啓発を図る。

(2) 自主防災組織等の育成強化

地域における自主防災組織、事業所における自衛消防組織を育成強化し、防火防災教育、訓練を充実することにより災害の未然防止、災害時の被害軽減を図る。

2 防火対象物の火災予防

(1) 防火管理者制度の推進

消防法第8条に定める防火対象物について、防火管理者の選任及び消防計画の作成、これに基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検、整備等必要な防火管理業務の遂行を徹底させる。

また、これら防火管理者の資格を付与するため、消防本部は防火管理に関する講習会を毎年開催するとともに、既に防火管理者の資格を有する者に対する再講習を毎年実施し、資質の向上を図る。

(2) 防火及び防災セイフティマークの表示指導

法令で義務化された一定規模以上の劇場、映画館、集会場、百貨店、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等に対して、防火対象物点検制度及び防火管理者点検報告制度を遵守させるとともに、点検基準に適合している対象物については、点検基準に適合していることを示す防火及び防災セイフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立する。

(3) 消防法令違反に対する是正指導

不特定多数の人が出入りする劇場、映画館、集会場、百貨店、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等の建物で、消防用設備等の未設置等、防火安全上の消防法令違反に対して是正促進を行う。

また、重大な消防法令違反の防火対象物については、速やかに違反の状況をホームページにおいて公表することにより、違反の早期是正を図る。

3 屋外催しの火災予防

(1) 指定催しに係る防火管理の徹底

消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者が集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを指定催しとして指定する。

指定された催しを主催する者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に従って火災予防上必要な業務を行わせる。

(2) 対象火気器具等の火災予防対策

対象火気器具（火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具等）を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しに際して使用する場合には、消火器の準備を徹底させる。

また、対象火気器具を使用する露店等を開設しようとする者は、あらかじめ消防署に届けるものとする。

4 林野火災の予防

(1) 消防・防災体制の確立

防災関係機関との相互連携を密にし、林野火災の発生防止及び火災による損害を軽減して森林資源の確保と地域の保全を図る。

また、林野火災に対処するため消防職・団員を確保するとともに、林野火災多発期における警戒体制、火災警報発令時における警戒体制等、消防隊の体制を確立する。

(2) 出火防止対策

林野火災の出火原因の大部分が失火であることから、出火防止に関する啓蒙宣伝の強化、火災多発期における巡視及び監視の徹底を図る。

(3) 消防戦術及び装備の近代化

林野火災による被害の軽減を図るため、消防戦術の研究、林野火災の特性に対処し得る消防用資機材の整備を推進する。

第3節 救急・救助体制の整備

1 救急・救助体制の整備拡充

救急隊員・救助隊員の資質の向上を図るとともに、救急・救助の高度化を図るため、救急業務高度化推進計画に基づき、救急救命士の育成、高規格救急自動車及び救急救命用資機材の整備拡充を図る。

また、さまざまな救助事案に対し、迅速な救助活動を行うため、救助工作車及び各種救助用資機材の整備拡充を図る。

2 救急（応急手当）知識の普及

市民に対し、心肺蘇生法等の応急手当に関する知識・技能の普及を推進するとともに、AED（自動体外式除細動器）の普及を推進する。

3 トリアージ体制の整備

災害時に救急隊員が救護所等において負傷者のトリアージ※を適切に実施できるよう研修の実施に努める。

※トリアージ

- 迅速かつ的確な救急医療措置を確保するため、災害により多数の負傷者が発生した場合、負傷者を緊急治療（赤色）、準緊急治療（黄色）、軽処置（緑色）、不処置（黒色）の4段階に振り分け、治療の優先度を表示したカラーの認識票（トリアージタグ）を負傷者に取り付けること。現場での一次選別と医療機関での二次選別がある。

4 関係機関との協力

本市は、自らが保有する救急救助資機材等だけでは不足する場合に備えて、関係機関の人材、資機材等の提供が受けられるよう協力体制の整備を推進する。

第4節 広域応援体制の整備

大規模災害時において、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定等を締結し、実効性の確保に留意して、具体的な応援活動を実施できる体制の整備等、広域的な応援体制の確立を図る。

また、大規模災害時の対策の充実・強化を図るため、県及び県下消防本部と連携し、平常時から良好な協力関係を構築し、発災時の相互応援を迅速に実施する体制を確立する。

1 消防相互応援協定の締結

本市は、大規模災害時における消防・救急・救助活動の万全を期するため、必要な協定を結び、相互応援体制を確立する。

相互応援協定については「第5章 第2節 広域防災体制及び応援協定の整備・確立」を参照。

2 緊急消防援助隊受入れ体制の整備

兵庫県は、広域的な大規模災害が発生し、兵庫県の消防力をもってしてもこれに対処できない場合に備え、消防組織法に基づく緊急消防援助隊受援計画を策定し、広域応援体制の整備を図っている。

消防本部は、この計画に基づき、あらかじめ緊急時の応援部隊の受入れに係る次の事項について整備する。

- ① 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること
- ② 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること
- ③ 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること
- ④ 宿営場所の確保に関すること
- ⑤ 救助活動拠点に整備された資機材等の管理に関すること
- ⑥ 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること
- ⑦ 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること
- ⑧ ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること
- ⑨ その他必要な事項に関すること

第5節 文化財等の火災予防

本市には、国や兵庫県、本市による指定文化財が多数存在している。

本市は、文化財等所有者と協議し、常に関係機関と連絡を取りながら文化財等を火災、その他の災害から守るとともに、災害発生時においては、迅速な応急措置により被害の軽減を図る。

1 文化財等の保護対策

- ① 火災を早期に発見し、迅速な消火活動を行い、その被害の軽減を図るために、文化財等の所有者に自動火災報知設備の設置を指導する。
- ② 文化財等の所有者は、自主的に防災計画等を策定し、これに基づく自主防災組織等を編成し、常に防火設備の点検、整備に努め、不測の災害に備える。
- ③ 教育委員会は、定期的に文化財等の防火設備の点検を行い、防火設備の整備を促進する。

2 文化財等の火災予防対策

(1) 防火指導

文化財等については、毎年1月26日の「文化財防火デー」を通じ、文化財の関係者及び周辺地域の市民に対し防火指導を行い、文化財愛護に関する意識の普及と防火・防災意識の高揚を図り、地域ぐるみでの協力体制を構築する。

(2) 文化財等の管理

市内の文化財等を対象にして、その建造物の付近を喫煙、たき火等の制限区域に指定し、市民に告示するとともに各所に掲示板を設置し、文化財等のある場所もしくはその周辺における喫煙、たき火その他の裸火の使用禁止、又は当該場所もしくはその周辺への火災予防上危険な物品の持込みを禁止する。

第6節 大規模火災時の避難計画

火災が発生した場合に、その火災が延焼拡大する危険性を火災危険度評価マップとして予測された地域において、建築物の不燃化・緑地帯の整備等によって火災に対する危険度の低下を図るほか、以下の事項を考慮して、避難場所・避難路の整備等組織的な避難計画を作成する。

(参考) 資料編資料集2-14 メッシュ別火災危険度ランク (播磨) (P資料-72)

1 避難を要する人員の算定

避難計画区域内の人口については、昼間あるいは夜間のうち多い方を要避難人員として算定する。

2 広域避難場所の選定条件

広域避難場所は、大火災等から地域住民の安全を確保できることを目標とし、その選定にあたっては、次の事項を考慮する。

- ① 周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難地内で人体の安全を確保するため、10ha以上の空地を有することを目標とし、さらに周囲建物の不燃化及び消防水利等消火設備の設置を推進する。
- ② いつでも容易に避難地として活用できること、及び付近住民によく認知されていることが必要であるため、公的施設を中心に選定する。
- ③ 食料・給水・医療等最低限の生活必需品の供給方法をあらかじめ定めておく。

3 避難圏域の設定

避難計画の作成にあたっては、どの地域の住民が、どの避難場所に避難するかをあらかじめ考慮した避難圏域を設定する。

避難圏域の設定にあたっては、避難距離を短縮するため避難場所から半径2km程度の範囲を目安とし、河川・道路等を隣接する避難圏域との境とするよう配慮する。

なお、地域防災拠点のうち、避難者を収容可能な規模のものについては、広域避難場所を兼ねることができる。

4 避難路の選定と避難誘導計画

避難計画区域は、火災による危険性が極めて高く、また人口集中地域であるため、あらかじめ幅員15m以上の道路を避難路として指定し、道路沿いにおいて建物の不燃化を図る等避難誘導計画の整備について検討する。

第5章 平常時における防災マネジメントの充実

- 本市及び防災関係機関は、災害発生時に、防災施設や防災システムを円滑に活用できるよう、職員の防災意識や災害対応力の向上、初動体制の確立等を図る。
- 本市は、国、兵庫県をはじめ、防災関係機関・団体の縦横の連携体制を一層強化する。

■章の構成

第5章 平常時における 防災マネジメントの充実	第1節 組織体制の整備 第2節 広域防災体制及び応援協定の整備・確立
-------------------------------	---------------------------------------

担 当	責 任 者	危機管理監
		各部長
	関係機関	各項目に記載

第1節 組織体制の整備

1 防災会議の拡充・強化

市域を所管、又は市内にある「指定地方行政機関」「指定公共機関」「指定地方公共機関」及び「公共的団体」等の防災関係機関は、法令、防災業務計画、兵庫県地域防災計画及び赤穂市地域防災計画が定めるところにより、災害予防計画及び応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その改善に努める。

2 職員の動員体制の整備

赤穂市災害対策本部の組織、業務、配備態勢、要員の確保手段等について、組織の改革や人事異動、人員配置により災害対策に関する事務分掌の検討を行い、職員の防災行動マニュアルを改定し、任務の明確化と基本的行動指針を作成する。

また、職員の防災行動マニュアルを改定した場合は、本市内部組織の意思統一を図り、各所管の防災事務の周知徹底を図る。

3 防災要員の確保

災害時に避難所や情報収集等の業務に従事する要員については、職員の所属する部・課長と協議の上、毎年職員非常招集連絡表作成時に指定し、要員の確保を図る。

(1) 避難所要員

迅速、円滑な避難所開設と、避難者への適切な対応に携わる要員とし、職員の勤務地及び自宅所在地等を考慮し指定する。

また、避難所要員には、あらかじめ避難所運営マニュアルの作成・配布や研修訓練等により、役割を習熟させる。

(2) 情報収集要員

① 河川監視・潮位監視要員

モニター監視や現地派遣による定期的な情報収集を行う要員とし、原則2人1組で数班編成するものとし、内1人は専門的知識、経験等を有する職員を充てる。

② 情報整理要員

関係機関等から収集した情報、本市の施設からの情報、市民からの要請の受領及びその対応に係る様式の記録等、災害時の全情報を整理し、一元化するための要員とする。

なお、情報整理要員は、災害業務支援のために構築した汎用Webシステムである「被災者支援システム^{*}」について、災害時に円滑な運用ができるよう、操作研修を通じて操作の習熟に努める。

※被災者支援システム

「犠牲者遺族管理」、「緊急物資管理」、「倒壊家屋管理」、「仮設住宅管理」、「避難所関連」、「復旧・復興」の各システムの中核であり、被災者の氏名・住所や、被災状況の管理、り災証明書の発行、各種義援金の交付等を総合的に管理するシステム。

4 災害対策関係課長会議の開催

災害等の発生が予測される場合、次表のメンバーからなる災害対策関係課長会議を開催して、気象、各部の対応計画、要警戒箇所状況、土嚢や避難場所の確保等について協議し、情報の共有を図る。

また、同会議は、毎年出水期を迎える前に当該年度の防災対策を協議する場として定例的に開催する。

■表2-19 災害対策関係課長会議のメンバーと主な役割

メンバー	主な役割
危機管理担当課長	総合調整、情報の収集、伝達
市民対話課長	自治会等への防災情報の伝達
社会福祉課長	避難所の運営、所管施設の管理
土木課長	土嚢作成、河川・海岸・道路等防災活動全般
農林水産課長	ため池、漁港、農業用施設の保全等
教育委員会総務課長	学校園施設等の避難所対応、児童・生徒対策
教育委員会学校教育課長	児童・生徒対策
消防本部次長	消防署・消防団の統括、災害対応
下水道課長	排水ポンプ場の運転

5 職員の防災意識の高揚

災害発生時の役割の周知徹底、研修、訓練の実施等により、職員の防災・危機管理意識の高揚を図る。

6 情報収集伝達体制の強化

職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入や、情報収集伝達体制の強化を図る。

7 市業務継続計画の策定・運用

本市は、大規模災害時等において、市の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、「赤穂市業務継続計画」(Business Continuity Plan: BCP)を策定しており、今後は適切な運用を図る。

なお、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築を図る。

- ① 大規模災害での被害を最小限にとどめるため、災害応急対策業務に万全を尽くす。
- ② 市の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- ③ 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。
- ④ 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

第2節 広域防災体制及び応援協定の整備・確立

1 関係機関との連携

災害発生時の防災活動を迅速円滑に推進できるよう、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制を確立し、通信網の整備や日常の情報連絡を緊密に行うとともに、防災訓練等を通して連携強化を図る。

また、災害発生時には、被害状況及び災害対応活動状況等の情報を整理、統合できるよう関係機関による調整を図る。

さらに、道路管理者と交通管理者との連携による円滑な交通輸送の確保、道路管理者から消防機関への迅速な道路情報の提供、その他、交通機関、ライフライン関係機関等との情報連絡体制の強化など緊密な連携の確保を図る。

また、放送事業者等とは、災害時における連絡方法、避難勧告等の連絡内容等についてあらかじめ定めるなど連携の強化を推進する。

2 広域防災体制の確立

西播磨市町間では災害時の応援協定が締結されており、毎年、広域防災訓練の実施等により連携強化を図る。

また、ゆかりのある兵庫県内市町又は兵庫県外市町村等と広域的な協力関係の強化を図るため、防災に関する相互応援協定の締結に努める。

3 兵庫県等と赤穂市との協力体制の強化

本市における情報収集体制や兵庫県との情報連絡体制を強化するとともに、兵庫県と市町相互間との災害時の応援協定が締結されており、避難対策や食料供給、物資調達等の役割分担と協力関係の連携強化を促進する。

また、平常時より、国土交通省から派遣される災害情報収集職員（リエゾン）との連携及び情報共有の仕組みの構築など運営方法の整備にも努める。

4 広域避難のための体制の整備

本市は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、兵庫県内の市町又は兵庫県外の市町村等との広域一時滞在に係る応援協定の締結等、発災時の具体的避難、受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、他市町等からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ定めておくよう努める。

5 関係団体、業界等との連携強化

大量の人的、物的手段を確保し、応急対策を迅速に推進するため、障害物除去業務、生活物資の確保業務、交通規制や避難所の警備業務への従事等、関係団体や業界等との連携・協力関係の強化を図る。

また、協定を締結している次の関係機関等とは情報交換を定期的に行うとともに、そのほか民間企業や関係団体等とは必要に応じて協定等を締結し、より実践的な体制の確立を推進する。

- ① 食料、生活必需品等の調達
生活協同組合コープこうべ、兵庫西農業協同組合、イオンリテール株式会社近畿カンパニー
- ② 上水の安定供給及び応急復旧対策に関する協力
赤穂市上下水道工事業協同組合
- ③ 障害物除去及び建設資機材の調達
赤穂市建設業協会ほか
- ④ ガソリン、石油等の燃料の調達
兵庫県石油商業協同組合西播支部赤穂ブロック
- ⑤ LPガス及びLPガス使用器具の調達
一般社団法人兵庫県LPガス協会西播西支部（赤穂地区会）
- ⑥ 医薬品の調達
ゴダイ株式会社ほか
- ⑦ 災害時の緊急通信に関する協力
赤穂アマチュア無線クラブ、赤穂市内タクシー会社
- ⑧ 災害時の輸送に関する協力
 - ア 海上輸送
岡山県の海運会社（2社）
 - イ 水の搬送
赤穂生コン株式会社
 - ウ 要配慮者の搬送
御崎タクシー、神姫タクシー
- ⑨ 公共土木施設の被災状況把握や災害対策活動に関する協力
公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター
- ⑩ 避難場所の提供等に関する協力
かんぼの宿赤穂、赤穂ロイヤルホテル、赤穂ハイツ、市内社会福祉施設

6 被災建築物応急危険度判定実施体制の整備

本市は、大規模な地震により被災した建築物の、地震活動等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、兵庫県及び全国被災建築物応急危険度判定協議会の指導のもと、被災建築物応急危険度判定士の確保と地震発生後直ちに判定活動を実施できる体制の整備を図る。

なお、被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、市民への周知を図る。

(1) 家屋被害調査体制の整備

兵庫県は、自然災害で被災した住宅の全壊、半壊などの認定作業を円滑に進める「家屋被害認定士制度」を創設し、市町職員等を対象に研修を行い、家屋被害認定士を養成している。

本市は、職員に対し、兵庫県主催の家屋被害認定士養成研修の受講を推奨して、家屋被害認定士の養成に努めるとともに、り災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及びり災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、円滑に家屋被害調査を実施し、り災証明書が交付できる体制の整備を推進する。

また、健康福祉部と建設部は、非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう体制を構築する。

(2) 実施体制の整備

本市は、地震により被災した建築物を対象に、応急危険度判定を実施する場合、県の「実施本部業務マニュアル」に基づき、県に必要な支援を要請する。

(3) 判定資機材の備蓄

県と市は分担して、応急危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄する。

※備蓄品目

判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等

7 被災宅地危険度判定実施体制の整備

本市は、風水害や地震による宅地への災害を防止するため、より一層、宅地造成等規制法並びに都市計画法の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図るとともに、兵庫県と連携して、次のように被災した宅地に対する危険度判定実施について体制を整備する。

(1) 被災宅地危険度判定士の養成

職員や市民、建築関係事業者等に対して、兵庫県及び建築関係団体の主催による危険度判定講習会への受講を推奨し、被災宅地応急危険度判定士の養成を図る。

(2) 実施体制の整備

危険度判定に必要な県の「判定業務実施マニュアル」第2章（実施本部の業務）に基づいて業務にあたるものとし、判定時に必要な資機材や備品の整備、近隣市町との広域相互応援協定の締結等、実施体制の整備を推進する。

(3) 制度の普及啓発

毎年5月の宅地防災月間には、防災パトロールや標識の設置、ポスターの掲示等を行い、災害時の宅地に関する安全確保を目的とした応急危険度判定制度等の普及啓発を進める。

(4) 判定資機材の備蓄

県と市は分担して、県の「判定業務実施マニュアル」に基づき、危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄する。

※備蓄品目

判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等

8 応援・受援体制の強化

本市は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」や県が作成した「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルの策定に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の都道府県や市町村から応援を受けることができるように受援体制の構築を計画しておくこととし、応援要員の従事を想定する業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。

<受援業務案>

- 他府県等応援要員受入れ
- 救命救助・消火部隊受入れ
- 重傷患者広域搬送、DMAT、救護班受入れ
- 救援物資受入れ
- 広域避難
- ボランティアの受入れ 等

このほか、県が実施する業務継続体制を含めた受援体制の構築及び充実のための研修に参加し、スキルの強化を図る。

第6章 平常時における防災対策の充実

- 災害救援専門ボランティアの組織化やその支援対策についての構築を検討する。
- 大規模災害に対する救援・救護に係わる各種対策の構築を検討する。

■ 章の構成

第6章 平常時における 防災対策の充実	第1節 災害ボランティア制度の確立 第2節 災害医療体制の整備 第3節 備蓄体制の整備 第4節 防疫・保健衛生計画の確立 第5節 し尿処理対策 第6節 ごみ及び災害廃棄物処理対策 第7節 災害対策資金の積立・運用
---------------------------	--

第1節 災害ボランティア制度の確立

担 当	責 任 者	健康福祉部長
		総務部長、市民部長、教育次長、消防長
	関係機関	各項目に記載

1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき災害応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活の維持や再建を援助するものがある。

こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が効果的に活かされる方法等について地域防災計画に位置づける必要がある。

2 ボランティアの役割

(1) 地元ボランティア

地元ボランティアとは、地域の救援、復旧活動に参加する市民をいう。それは、被災者自身と被災を受けなかった地元の市民とに分けることができる。

被災していない市民は、物資の受入れ、配給、夜間の見回り等の活動を担う。

このような、地元ボランティアには、自治会等従来の地域団体の役員だけでなく、役員でない市民や地元の青年等が活動の担い手となる。

(2) 外部からのボランティア

① 飛び込みのボランティア

被災地において、ボランティア活動を行うこととして参加してきた人たちで、個人もしくは数名で参加する。

② 組織的なボランティア

労働組合、青年団体、医療団体、宗教団体、観光協会、地域団体等の組織に参加している人たち（被害救援のために組織された人たちも含む）である。

組織的なボランティアは、団体活動ができるため、炊き出し（設備、調達、調理、給食）や地元活動の支援（物資の荷下ろし、トイレ掃除、給水、倒壊家屋市民の所在確認）等の活動を担う。

3 ボランティア拠点の整備

赤穂市総合福祉会館をボランティア拠点として位置づけ、災害時には災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアに関する情報提供や相談、登録等を行う窓口が開設できるよう、体制整備を推進する。

ただし、赤穂市総合福祉会館が被災し、拠点としての機能を全うできない場合の代替拠点も検討しておく。

また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ひょうごボランティアプラザが設置する「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」、日本赤十字社、赤穂市社会福祉協議会等やボランティア団体、NPO、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）との連携を図り、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について整備に努める。

4 災害ボランティアの啓発・育成

災害ボランティアの確保とボランティア活動への参加を促進するため、ボランティアの啓発・育成に関する次の活動を実施する。

- ① 災害ボランティア登録制度の確立
- ② インターネット通信や各種の広報媒体等による個人やグループへの情報提供
- ③ 児童・生徒等に対する各種の啓発活動
- ④ ボランティア希望者のための各種講習の開催
- ⑤ ボランティア調整機関の中核を担える災害ボランティア・コーディネーターの養成

5 支援協力依頼

平常時より、ボランティア調整機関の組織化が図れるよう、次の機関又は組織等に協力を依頼する。

- ① 市内の社会福祉施設、民間福祉団体、赤穂市社会福祉協議会等のボランティア組織
- ② 市民組織、NPO及び中間支援組織
- ③ 他地域のボランティア組織
- ④ 企業労働団体
- ⑤ 学校
- ⑥ 一般ボランティア

6 広域応援体制の確立

災害時のボランティア活動を円滑に実施するため、ボランティアのあつ旋に関する近隣市町や遠隔地との応援協定の締結について検討する。

7 ボランティア活動への支援

兵庫県が作成する災害ボランティア活動支援指針や市町モデルマニュアルを参考として、「赤穂市災害ボランティア活動支援マニュアル」を作成するとともに、同マニュアルにしたがい必要となるボランティア活動支援施策を推進する。

また、あらかじめ災害ボランティアに貸し出せる資機材を把握し、災害時に使用許可、貸出等の迅速かつ柔軟な対応に努める。

さらに、ボランティア活動の初動時に必要となるスコップ、じょれん、一輪車等、特別な技術や能力、資格が不要で誰もが使用できる簡易なボランティア用の資機材の確保に努めるとともに、ホームセンター等との間で災害時に必要な資機材が購入できるように協定の締結に努める。

8 三者連携の構築

本市は、ボランティア及びNPO等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化について、研修や訓練を通じて推進する。

また、社会福祉協議会やNPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

さらに、市民やボランティア、NPO等に、災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備を推進する。

第2節 災害医療体制の整備

担 当	責 任 者	市民病院事務局長
		総務部長、健康福祉部長
	関係機関	赤穂市医師会、相生・赤穂市郡歯科医師会、赤相薬剤師会

医療機関は、以下に示す対応のほか、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、市と連携して、非常用通信手段の確保に努める。

また、災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的に医療活動を展開できる体制の確立に努める。（DMATから中長期的な医療を担うチームへの引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンが参加する訓練等を通じて、受援調整を行う計画策定等）

1 初期医療体制の整備

- ① 応急救護所の設置
- ② 救急医療機関の診療設備の整備充実
- ③ 医療救護班の編成
- ④ 広域医療救護班の要請

※災害拠点病院

赤穂市民病院（救護班×2班）

2 後方医療体制

- ① 後方医療施設※への受入れ体制の整備
- ② 広域後方医療施設との連携

※後方医療施設

医療救護所では対応困難な重症者等の処置、治療を行う常設の公立病院、救急指定病院等

3 医薬品等の確保

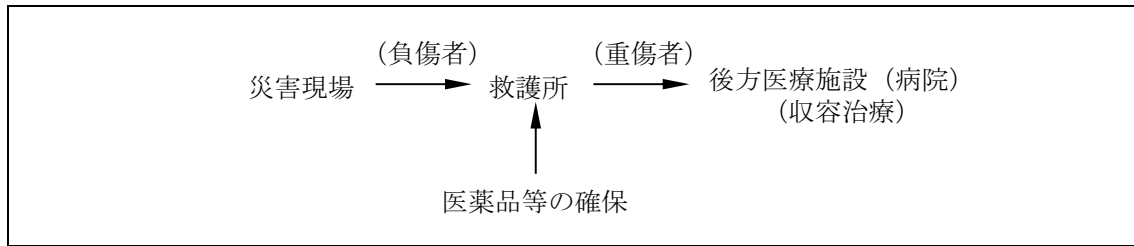
（1）医薬品等確保体制の確立

- ① 救護所に必要な医薬品等について、赤穂市医師会、相生・赤穂市郡歯科医師会、赤相薬剤師会と連携を図り、備蓄配備を行う。
- ② 医薬品の調達手段を講じる。
- ③ 軽度の傷病について、医療救護を受けるまでの応急処置に必要な医薬品等の点検、準備を行う。

(2) 血液の確保体制の確立

災害時における市民の献血促進について、普及啓発を行う。

■緊急医療体制の流れ



4 情報連絡体制の整備

- ① 赤穂市医師会は、出動要請に対応し得るよう、各地区、各医師に対する緊急連絡網の整備
- ② 薬品、医療資機材等を調達するための連絡体制
- ③ 広域的な応援要請のための関連自治体、関連機関との調整

5 医療救護に関する計画の作成

- ① 体制計画
- ② 救護所設置計画
- ③ 配備計画
- ④ 連絡・調達計画

第3節 備蓄体制の整備

担 当	責 任 者	総務部長、健康福祉部長、上下水道部長
		市民部長、建設部長、消防長
	関係機関	西播磨地方本部、スーパー、米穀・食品関連業者

1 物資の備蓄

物資の備蓄については、ライフラインの途絶により炊事、調理を行うことが困難であると予想されるため、3日間から1週間分程度の食料及び物資を各家庭で準備することを基本とする。

本市は、上記を踏まえて、最低限必要とされる食料・生活物資等の品目、必要数量について整備目標を定め、備蓄品の整備を行う。

(1) 備蓄品について

備蓄品目については、災害発生後、直ちに必要となる生命の維持や人間の尊厳性に係わる物資（食料、水等）とし、緊急性の程度が相対的に低く、災害発生数日後の供給でも許される物資については、調達協定や広域支援により調達する。

また、要配慮者のニーズに配慮し、粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）、紙おむつ等についても備蓄する。

(2) 備蓄場所

- ア 防災センター（消防庁舎）
- イ 地域防災拠点（公民館）
- ウ コミュニティ防災拠点（小・中学校等）
- エ 野中・砂子公園

(3) 備蓄目標

災害が発生した際に想定される避難者数を参考として、2日分程度（うち、1日分は現物備蓄）の食料、水及び生活物資等の確保を行う。

(4) 備蓄方法

備蓄目標に示した物資を次の方法等により確保する。

① 公的備蓄

整備した備蓄倉庫を活用し、避難所の数や位置を考慮した物資の分散備蓄に努める。
なお、備蓄物資は定期的に点検し、必要に応じて更新する。

② 流通備蓄

食品その他必要物資の供給確保に関して、関係製造・販売業者、量販店等と、災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定等の締結により確保する。

③ 自主備蓄

市民に対して、非常時の食料や水（家族構成を考えて最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の量を目安とする）、日用品等の非常持出品の備蓄を行うよう広報し、自主備蓄の重要性について啓発する。

2 給水体制の整備

関係機関と相互協力しつつ、災害発生後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給できる給水体制を整備する。

また、それ以降は、順次供給量を増加できるような体制の整備を図る。

※給水目標水準（目安）

災害発生から3日間	： 1人1日 3リットル
4日～10日目	： 1人1日 3リットル～20リットル
11日～20日目	： 1人1日 20リットル～100リットル
21日目以降	： 1人1日 100リットル～被災前の水準

① 給水拠点の整備

ア 貯留施設の増強・整備

イ 緊急遮断弁の設置

ウ 緊急給水装置の設置

② 供給体制等の整備

ア 給水車等の配備

イ 給水用資機材の備蓄

ウ 陸路による調達及びその情報交換等の体制整備

③ 飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

④ 応急給水マニュアルの整備

⑤ 相互応援体制の整備

迅速かつ的確な給水活動等に必要となる情報を収集して、総合調整、指示、支援を行うために、兵庫県及び近隣市町と相互協力体制を整備する。

⑥ 給水データベースの整備

給水車や給水用資機材等の保有状況、支援可能人員等の給水に必要な情報をデータベースとして整備する。

3 生活関連物資の調達、配給組織の整備

① 平常時から公的備蓄物資管理や流通在庫物資の協定・契約に関する情報を一元的に管理する。

② 災害時には生活関連物資のニーズの把握、調達・配給を統括するセクションを設ける。

4 自主防災組織に対する防災関連物資の配布

地域の自主防災組織に対し、救出・救護・避難用具、給水・給食用具等の防災関連物資を迅速に配布できる体制を整備する。

5 防災担当者用備蓄物資

防災担当職員は、発災後数日間は赤穂市災害対策本部等において災害応急対応を行う必要があることから、これら防災担当職員用の食料、飲料水、衣料等の備蓄を行う。

6 市民に対する啓発

食料、生活必需品等の確保に関して、パンフレットの配布や防災訓練等を通じ、市民に対して、次の内容の啓発及び指導を行う。

(1) 緊急食料・物資の備蓄

米、乾パン、麺類、粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）、漬物、つくだ煮、缶詰、調味料等、長期保存の可能な食料と緊急物資を家族構成を考えて最低でも3日間、可能な限り1週間分程度備蓄する。

(2) 非常持ち出し品の食料・物資の備蓄

3日分程度の食料・物資を準備する。

非常持出物資の内容は、その重量、避難の距離によるが、日用品等については、おおむね次の基準により準備する。

① 準備すべきもの

救急薬品（消毒薬、傷薬、胃腸薬、かぜ薬、包帯、三角布、ガーゼ、ばんそうこう、湿布薬、脱脂綿、ハサミ、ピンセット等）、懐中電灯、携帯ラジオ、衣類、タオル、ライター、ちり紙、マスク、生理用品、石けん、洗面用具、食器、鍋、はし、スプーン、ごみ袋、ビニール袋等

② 必要により準備すべきもの

燃料（固形燃料等）、工具、ほ乳びん、紙おむつ、毛布等

③ 自主判断によるもの

貴重品、その他

(3) 助け合い運動の推進

自主防災活動の一環として、地域の実情に応じて指導する。

(4) 共同備蓄の推進

自主防災活動の一環として、共同備蓄を推進する。

備蓄物資としては、市民各々の物資のほか、自主防災活動に必要な担架、医薬品、拡声器、トランシーバー、ブルーシート、発煙筒等を自治会や自主防災組織ごとに計画する。

<参考>災害対策用備蓄品一覧(例)

- ・食料
カンパン、粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）、
アルファ米、保存食缶詰
- ・日用品
ほ乳びん、紙コップ、バケツ、ローソク、安全キャンドル、携帯ラジオ、
乾電池、ビニール袋、トイレットペーパー、ティッシュペーパー
- ・衣料類
毛布、タオル
- ・燃料類
固形燃料、炭、かまど、ガソリン、オイル
- ・応急救護医療品
担架、三角布、包帯、消毒剤、テント
- ・工具等資機材
(救助用)
担架、キャップライト、ヘルメット、蛍光ロープ、チェーンソー、スコップ、
金てこ、ノコギリ、チェーンブロック、ウインチ
(避難所用)
組立水槽、揚水ポンプ、ポリタンク、移動用発電機、投光器、投光器用三脚、
懐中電灯、トランジスタメガホン、メガホン、SBパイル、防水シート、
テント、大工工具セット、かけや、鉄ハンマー、一輪車、土のう袋、雨合羽、
ゴム長靴、コードリール、水バケツ、リヤカー、仮設トイレ

(参照) 資料編資料集2-15 防災備蓄物資一覧 (P資料-73)

第4節 防疫・保健衛生計画の確立

担 当	責 任 者	市民部長、健康福祉部長
	関係機関	赤穂健康福祉事務所、赤穂市医師会、赤相薬剤師会、 その他関係業者

1 防疫予防体制

- ① 平常時から災害時保健活動体制の確立を図る。
- ② 本市は、災害時保健師活動マニュアルの策定をする。

2 食品衛生の確保

兵庫県が策定する災害時における食品衛生の確保対策に協力するとともに、市民が行う食品衛生の維持活動について、関係機関と連携を図りながら助言を行う。

3 薬剤及び資機材の備蓄、調達

防疫及び保健衛生に係る薬剤と資機材の調達計画を作成し、必要な防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行う。

4 こころのケアの充実

(1) 兵庫県

- ア 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」（以下、「ひょうごDPAT」という）の体制を整備するため、ひょうごDPAT登録制度とひょうごDPAT活動マニュアルを整備する。
- イ 通信機器、衛星電話、共通ユニフォームなどの資機材を整備し、登録者に対し専門研修を実施する。
- ウ 発生後48時間以内に活動を開始するDPAT先遣隊を組織し、災害時こころの情報支援センターと協力して、各関係機関等との連携体制を整備する。

(2) 赤穂市

- ア 災害発生後、メンタルケアを必要とする人たちに対し、相談事業や研修会の実施等必要な措置を講じる。
- イ 赤穂健康福祉事務所、赤穂市医師会と連携し、災害時のメンタルヘルスケアに対応できる要員の確保に努める。
- ウ 長期的な視野に立った継続的・持続的な「心のケア」を推進する。

第5節 し尿処理対策

担 当	責 任 者	市民部長
		上下水道部長
	関係機関	収集運搬許可業者

1 災害用仮設トイレの整備

避難者約50人当たり1基（災害発生当初）を設置目安*として、災害時に下水道施設が使用不能となった地域やその避難所等に配備できるよう計画するとともに、災害用仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄に努める。

また、本市が備蓄する災害用仮設トイレでは、不足する場合に備え、災害用仮設トイレ等を取り扱うリース業者の把握に努める等、その調達が迅速かつ円滑に行える体制を整備する。

※避難者約50人当たり1基（災害発生当初）を設置目安

「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」内閣府（防災担当）（平成28年4月）を参照

2 処理体制の確立

災害時に避難所等における災害用仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する体制を整備する。

また、災害が長期化した場合には、災害用仮設トイレの収容量に限界があることから、し尿処理に係る民間の許可業者等に対して、緊急時における人員、車両、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備を図るとともに、近隣市町間との応援協定の締結等、相互支援体制の整備に努める。

3 処理施設の対策

し尿受入れ施設が災害により、円滑な稼働を損なわれることがないよう、平常時から施設設備の点検整備と施設保護のための周辺整備を推進する。

また、停電時の非常用自家発電設備及び浸水等の被害により、施設等が稼働不能となった場合の代替施設等の確保に努める。

4 処理方法の検討

災害時の具体的なし尿の収集方法、処理方法等をあらかじめ検討しておく。

第6節 ごみ及び災害廃棄物処理対策

担 当	責 任 者	市民部長
		建設部長
	関係機関	収集運搬許可業者、廃棄物処理業者、運送関係業者

1 ごみ処理施設の整備

災害により増大するごみに対応するため、施設の処理能力、耐火性、浸水及び耐震対策等の防災対策を進める。

2 災害廃棄物処理の対応

粗大ごみやがれき等の災害廃棄物は、既存の処理施設では対応できないことから、交通事故、地域ごとの廃棄物発生量、安全性（有害物質拡散防止や火災予防等）、収集効率等を考慮し、公有地等を利用した仮置場等可能な範囲で中間処理等のできる場所を確保する等の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、仮置場における分別・処理の運営体制について検討する。

なお、災害廃棄物処理計画において、災害ごみの分別については、兵庫県災害廃棄物処理計画に基づき、①可燃、②不燃、③混合廃棄物、④その他の廃棄物（廃家電・廃自動車等、有害物危険物等）、⑤土砂等の5種類分別を基本として、災害の種類や規模に応じ対応を図る。また、有事に備えて、仮設の処理施設の設置等について調査研究する。

3 搬送体制の確立

ごみ及び災害廃棄物の搬送については、廃棄物処理業者と協定を結び、広域処理ができるよう協力を要請する。

また、兵庫県災害廃棄物処理の相互応援協定に基づき、市町間で相互応援を行う体制を整備する。

4 事業計画の見直し

- ① 発生量、処理に必要な機材、人員等の推定
- ② 仮置場と処分場の確保
- ③ 処分場への搬出
- ④ 運搬時の交通渋滞対策

5 災害廃棄物に関する情報等の周知

災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や近畿ブロック協議会の取り組み等に関して、ホームページ等において公開するなど、周知に努める。

第7節 災害対策資金の積立・運用

担 当	責 任 者	総務部長
	関係機関	金融機関、医療機関

本市は、災害対策基金条例で定めるところにより、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害の発生に際し、当該災害に係る経費に充てるため、災害対策基金の積み立てを行い、適正な運用を図る。

また、災害対策基金のほか、災害援護資金、災害弔慰金等災害復旧に係る資金の支給又は貸付の内容や方法について、あらかじめ研修等を通じて把握しておく。

(参照) 資料編資料集2-16 災害対策基金条例 (P資料-74)

第7章 防災意識の啓発及び防災知識の普及

- 防災関係機関は、市民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る。」ということ
を基本に、平常時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取り組みを行
うよう促すなど、自主防災思想の普及、徹底を図る。
- 教育機関等とも連携を密にし、市域の実状にそった防災学習や各種啓発活動
を推進する。
- 市民や本市、防災関係機関が一体となった防災訓練を実施する。

■章の構成

第7章 防災意識の啓発及び 防災知識の普及	第1節 防災に関する学習等の充実 第2節 防災訓練の実施
-----------------------------	---------------------------------

第1節 防災に関する学習等の充実

担 当	責 任 者	総務部長
		市民部長、市長公室長、教育次長、消防長
	関係機関	各項目に記載

本市は、「自分の身は自分で守る－自助」、「自分たちのまちは自分たちで守る－共助」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての市民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取り組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

また、規模の大きな地震の連続発生や、各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性に留意する必要がある。

そのため、本市及び防災関係機関は、避難訓練と合わせた防災教育の実施や、防災と福祉の連携等、様々な機会づくりにより、防災思想・意識の向上を図るとともに、普及啓発に努める。

1 赤穂市職員に対する防災教育

本市職員の災害発生時における適正な判断力を養成し、積極的に災害対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、次の研修等により防災教育の徹底を図るほか、防災訓練の実施、防災講演会・研究会の開催、見学・現地調査等の実施、防災活動手引等印刷物の配布等さまざまな手段を用いた防災教育を実施する。

なお、研修を実施する際は、平常時から自宅と家族の安全確保には十分に準備しておくよう指導するほか、単なる知識の付与だけでなく、自己啓発の一助となるよう、その内容にも十分留意する。

(1) 新任研修

任命権者は、新たに職員として採用された者に対し、新任研修を実施する。

研修は、通常の新任職員研修の一項目として行う。

また、実施の内容は、おおむね次のとおりとする。

ア 活動の概要

イ 防災関係職員としての心構え

ウ 役割の分担

エ 兵庫衛星通信ネットワークシステム、フェニックス防災システム、防災行政無線、衛星電話等の取扱方法

(2) 職場研修

災害時の担当職務が平常時の担当職務と著しく異なるとき、困難又は特殊な職務を担当する所属の所属長は、定期的の実技習得演習を実施しなければならない。

実施時期は、内容に応じて所属長が定める。

実施内容は、担当する応急対策業務に応じ、必要な資材等を実際に使用して行う。

(3) その他の研修、講習会

本市は、その他必要に応じ、現地研修会、講習会等を実施するとともに、兵庫県又は防災関係機関が行う研修会、講習会、講演会に職員を派遣する。

本市職員は、これら研修等への受講等を通じて、過去の災害の教訓の共有、災害対応に必要な知識やスキルの習得を進め、災害対応力の強化に努める。

また、職員は、災害による被害を最小限にとどめるため、いかなる事態においても迅速かつ適切な応急対策活動にあたることを必要とされている。

このため、本市は、災害の推移に応じた「職員防災行動初動マニュアル」を作成し、各職員に配布している。

さらに、職員は、平常時より当該マニュアルを熟読するとともに、災害時行動力の向上を図るため、防災に関する知識、分担すべき役割等について、自ら習熟に努め、それぞれの責任分野において、市民及び関係職員に対し、防災知識を普及・広報し、自己啓発のための援助と助言を積極的に行う。

2 市民に対する防災知識の普及

本市は、兵庫県と協力して、災害発生時に、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、市民に対し、災害事象ごとの正しい知識、平常時の備え、災害対策について啓発し、防災知識の普及徹底を図る。

特に、気象予警報や避難情報等の意味、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと等について、平常時から市民等への周知徹底に努める。

さらに、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用、防災関係機関と福祉関係機関（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携による高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

また、県が開設する「ひょうご防災リーダー講座」等を活用し、地域の防災の担い手として、防災に関する体系的・実戦的な知識・技術を習得したリーダーの育成により、地域の防災活動を通じて地域住民に防災知識等の普及を図る。

なお、市民に対する防災知識の普及に当たっては、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツの充実と努めるとともに、最近の災害における市民の避難行動や被災事例等についても十分考慮する。

このほか、想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及促進することにより、市民の避難意識の向上を図る。

■避難場所の区分

<p>指定緊急避難場所 (法第49条の4)</p>	<p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るための施設又は場所（洪水その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに指定）</p>
<p>指定避難所 (法第49条の7)</p>	<p>災害が発生した場合に、避難のために立ち退きを行った居住者や滞在者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一時的に滞在させるために適切な避難施設</p>

(1) 一般的な普及

① 方法

- a 広報紙、パンフレット等の配布
- b 災害に関するビデオ、パネル等の貸出
- c 新聞、ラジオ、テレビ等マスメディアの活用
- d 防災訓練の実施
- e 防災講演会、研修会、説明会、災害図上訓練（D I G）の開催等
- f 自主防災組織に対する指導
- g 市民の参画と協働によるハザードマップづくりや危険箇所パトロールの実施
- h 災害の体験談や絵本、写真集、紙芝居、ゲーム等の多様な媒体の活用

- 【CGハザードマップの内容】 <http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>
- 5つの自然災害（洪水、土砂災害、高潮、津波、ため池）の危険度（洪水・高潮・津波・ため池浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等）や避難に必要な情報（避難所等）が確認できる。
 - 雨量、河川水位、カメラ画像、土砂災害危険度等のリアルタイム情報が一元的に確認できる。
 - 駅や主要地点における浸水イメージCGなどで災害の恐ろしさや、避難所の留意点等、防災学習ができる。
 - 作図機能で地域の防災マップの作成ができる。

② 内 容

- a 災害に関する基礎知識
- b 5段階の警戒レベルによる情報提供、警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- c 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）での災害発生時の行動、避難場所での行動の指針
- d 防災関係機関等が講じる災害応急対策
- e 浸水想定区域、土砂災害警戒区域、揺れやすい地域、津波浸水想定区域等に関する知識
- f 避難場所・避難路・その他避難対策に関する知識
- g 災害教訓の伝承
 - ・各種資料の収集・整理・保存、地図情報その他の方法による公開
- h 平常時の準備
 - ・住宅耐震診断と補強
 - ・家具の固定、ガラスの飛散防止
 - ・火災予防
 - ・非常持出し品の準備
 - ・家庭内備蓄（最低でも3日間、可能な限り1週間分程度）
 - ・応急手当等に関する知識
 - ・自治会を中心とした自主防災組織の結成促進や防災計画の作成
 - ・災害伝言ダイヤル*等の活用による安否確認方法
 - ・避難行動要支援者や外国人等への配慮事項
 - ・ボランティア活動への参加
 - ・兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入の必要性
 - ・飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備など
- i 災害発生時の心得
 - ・地震・津波発生時にとるべき行動
 - ・出火防止と初期消火
 - ・自宅及び周辺地域の被災状況の把握
 - ・救助活動
 - ・インターネット・テレビ・ラジオ等による情報の収集
 - ・避難行動上の注意事項
 - ・避難実施時に必要な措置
 - ・避難場所での行動
 - ・自主防災組織の活動
 - ・自動車運転中及び旅行中等の心得
 - ・安否情報の確認のためのシステムの活用など

※災害伝言ダイヤル

災害発生時に、被災地への通話がかかりにくい状態になった時、全国どこからでもメッセージを録音・再生でき被災地内の家族、親戚等の安否や緊急連絡を取れるようにするもの。

- 伝言を録音する場合：171+1+[市外局番+自宅の電話番号]もしくは携帯電話番号
- 伝言を再生する場合：171+2+[市外局番+自宅の電話番号]もしくは携帯電話番号

※災害用伝言板

災害等の発生時、被災地域（避難所等含む）の居住者がインターネットを經由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト）の登録が可能なサービス。

登録された伝言情報は、電話番号をキーとして全国（海外も含む）から閲覧、追加伝言登録が可能。

- <https://www.web171.jp/>

（2）社会教育を通じた防災知識の普及

赤穂市教育委員会は、PTA等を対象とした各種研修会・集会等を通じて防災に関する知識の普及啓発を図り、市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域における防災に寄与する意識と行動力を高める。

① 方法

各種講座・研修会等において実施する。

② 内容

市民に対する一般的な普及の内容に準ずる。

（3）消防本部による知識の普及

防災教室、防火教室・救急教室等を有効に活用して、出火防止、初期消火、応急救護等の消防救急知識の普及を図る。

3 学校における防災教育

学校において防災教育を実施する場合には、学校が避難所として開設された場合を想定した訓練の実施を推進する。特に、水害や土砂災害のリスクのある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

教育委員会は、防災教育推進連絡会議を通じて、避難所指定に関わる学校と市、自主防災組織との連携強化や、地域と連携した防災訓練の効果的な実施等に努めるとともに、教職員には各種研修会への参加、防災訓練等の充実により、指導力の向上に努める。

(1) 各学校の取り組み

各学校で作成している「学校防災計画（災害対応マニュアル）」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童生徒に対する防災教育を推進する。

また学校防災計画（災害対応マニュアル）の更新を行う。さらに、災害時には周囲の関わる人たちが、障がいのある子ども一人一人の特性を理解して適切な配慮の下に対応する必要があることを周知する。

(2) 特別活動における防災教育

① 学級活動・ホームルーム活動

「震災に関する安全指導資料」や「安全指導の手引」等を参考に、災害のときに起こりやすい危険な状況を理解させ、的確で安全な行動ができるような教育（災害のときの危険の理解と安全な行動のあり方、さまざまな場面での避難行動等）を行う。

また、次の点に配慮した活動を推進する。

ア 助け合いやボランティア精神等「共助」の心を育むよう指導する。

イ 地域の災害の特性や歴史等を踏まえた地域学習素材の開発等を行う。

ウ 副読本や学習資料等を活用して、防災学習の効果的な指導方法の工夫・改善を進める。

② 学校行事等

防災意識の全校的な盛り上がりを図るため、防災専門家等による講演、起震車等による地震模擬体験の実施、兵庫県や本市が実施する防災訓練等にも積極的に参加させるなどの体験学習を行う。

また、地域と連携し、阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し、「ひょうご安全の日」である1月17日を含む「防災月間」を中心に、連携して防災訓練等を実施する。

(3) 教科等における防災教育

教科教育の一環として、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の安全な行動及び災害時の危険等についての教育を行う。

また、家庭、学校及び地域等身の回りの環境を防災の観点から見直し、防災を身近な問題として認識させる。

(4) 教職員に対する防災教育

災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導要領、負傷者の応急手当、避難所の運営、施設の応急復旧、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、内容の周知徹底を図る。

(5) こころのケアの充実

① 教育復興担当教員及び心のケア担当教員の取り組みを生かした教育相談体制を充実させる。

② 研修会等を通して教職員のカウンセリング・マインドの向上（心に傷を受けた児童生徒の心の理解とケア）を図る。

③ 心のケアを必要とする児童生徒への対応に関する専門家、関係機関等との連携強化を推進する。

4 企業等における防災教育

企業等の管理者は、災害時における業務を継続するための事業継続計画（BCP）（被害予想、復旧計画を含む）の策定に努める。

また、それぞれが所管する事務及び業務に関する災害応急対策について、従業員に対し教育を実施するほか、利用者についても防災に対する意識の啓発を図る。

本市は、企業等における防災・減災・縮災対策の普及を促進するため、事業者によるBCPの策定支援や従業員の防災意識の高揚を図る取り組みを支援する。

5 災害リスクの周知

水害や土砂災害等、想定されるハザードマップを作成し、市民に配布することにより、地域ごとに異なるリスク等をきめ細かく周知する。

また、平常時から災害リスクの高い地域を中心に、ハザードマップに加えて、地形情報や災害記録等により、地域の災害リスクを周知徹底する。

第2節 防災訓練の実施

担 当	責 任 者	危機管理監、消防長
		各部長
	関係機関	各項目に記載

防災訓練を実施することにより、防災活動の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚、技術の習得、さらには地域防災計画の実効性の検証を行う。また、防災訓練は単に行うだけでなく、終了後の検討が重要で、その結果を自己評価し、問題点及び課題を洗い出し、地域防災計画の改訂や次回訓練の際に有効に活用しなければならない。

なお、防災訓練の実施に当たっては、避難行動要支援者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、帰宅困難者の想定、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

また、ハザードマップの確認、飛散防止用フィルムの貼付等、減災のための予防的な取り組みを加味するよう工夫するとともに、基本的な防災用資機材の操作方法、津波に関する予報・警報や緊急地震速報、避難勧告等を正しく理解し的確に行動できるよう、さまざまな事態を想定した実践的な訓練を取り入れるなど、課題に応じた訓練の実施に努める。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発を図る。

1 訓練の主体

防災訓練は、その目的と性格により、次のように分類される。

- ① 防災関係機関が行う訓練……………習熟、連携、技術の習得、検証
- ② 市民及び自主防災組織が行う訓練……………意識の高揚、技術の習得
- ③ 防災関係機関及び市民が合同で行う訓練……連携、その他全般

訓練というと、行政主体型になりがちであるが、目的と必要性に応じ、市民主体型の訓練が大切である。

2 赤穂市の訓練の種類

本市が行う防災訓練の種類は次のとおりである。

(1) 防災総合訓練

千種川等の氾濫による大規模水害や土砂災害、大規模地震の発生、大規模事故の発生、海上災害の発生等を想定し、本市及び防災関係機関が市民と一体となり、総合的な訓練を実施する。

この訓練を行うことにより各機関相互及び市民と緊密な協力体制を確立するとともに、防災活動の習熟並びに市民の防災意識の高揚を図る。

なお、訓練には、避難行動要支援者に対する情報伝達や避難誘導等の訓練も含めることに配慮する。

《実施方法》

本市防災総合訓練実施要領を作成し、実施する。

《参加機関》

本市、自治会、小・中学校、幼稚園、保育所、警察署、消防署、消防団、医師会、防災関係機関、民間協力団体等

《訓練内容》

- <1> 予知対応型訓練（非常招集訓練、本部運営訓練、情報伝達訓練）
- <2> 発災対応型訓練（赤穂市災害対策本部設置訓練、通信訓練、水防訓練、初期消火訓練、応急救護訓練、救出救助訓練、避難誘導訓練、応急給水訓練、炊出訓練、救助物資配布訓練、災害ボランティア受入訓練）

(2) 地域防災訓練

自主防災組織、自治会等を単位とする訓練及び複数の組織の連合による訓練を避難行動要支援者や女性を含めた多くの市民の参画を得て、警察署、消防署、消防団等の協力のもとに実施する。

《訓練内容》

水防訓練、出火防止訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報収集伝達訓練、給食給水訓練、災害図上訓練

(3) 職員招集訓練

赤穂市災害対策本部、各地区避難所における職員の非常配備態勢を確認するとともに、迅速かつ確かな情報伝達を図るため、職員の招集訓練を実施する。また、勤務時間外における災害の発生に備えて、適宜、職員の緊急参集訓練を実施する。

《訓練内容》

非常招集訓練、指令伝達訓練、赤穂市災害対策本部運営訓練

(4) 情報訓練

災害時には、迅速かつ確かな情報伝達が特に求められるため、市民、防災関係機関と連携した情報伝達訓練を実施する。

また、災害時には、情報伝達収集に必要な有線通信が不通又は利用困難な状況に陥ることが想定されるため、代替設備による情報伝達訓練も併せて実施する。

《実施方法》

〈1〉 予知対応型訓練

- ・ 気象警報、避難の勧告・指示等の発令を想定して実施する赤穂市災害対策本部と各施設、学校、防災関係機関との通信訓練
- ・ 赤穂市災害対策本部から行う予知情報伝達訓練

〈2〉 発災対応型訓練

- ・ 災害発生を想定して実施する赤穂市災害対策本部と各施設、学校、防災関係機関との情報伝達訓練
- ・ 被害の規模による避難勧告等伝達訓練

《通信伝達事項》

赤穂市災害対策本部設置、災害対応措置、被害状況報告、応急活動の実施、応急措置の要請等

(5) 小・中学校等の防災訓練

教育委員会・消防本部指導のもとに定期的に訓練を行う。

- 〈1〉 災害に対し、沈着、冷静、敏速に行動することの意味や必要性を理解させ、身の安全を守る動作と方法を身につけさせる。
- 〈2〉 避難の実践を通して、災害予防の意識を高め、安全体制をつくる。
- 〈3〉 集団行動を通して、規律と協力の精神を養い、積極的な協力と実践する態度を育てる。
- 〈4〉 在宅時における休校措置等の連絡を確実なものとし、登校時における事故発生を防止できるように適切な連絡体制をつくる。

3 関係機関の防災訓練

(1) 医療機関防災訓練〔赤穂市医師会、赤穂市民病院〕

医師会の防災対策に基づいて、また、市民病院が別途定める防災対策に基づいて、定期的に訓練を行う。

(2) 消防関係訓練〔赤穂消防署、上郡消防署〕

災害発生時に予想される各種災害の規模に応じた的確な防御活動に万全を期するため水防・消防訓練を実施し、活動技術の習熟、徹底を図るとともに関係機関、事業所、市民と連携した地域の災害活動能力の向上を図る。

(3) 警備訓練〔赤穂警察署〕

《方針》

災害警備に関する各級幹部の指揮、指導能力の養成と一般署員の災害警備訓練を実施し、災害発生における警備体制の確保を図る。

《実施要領》

次に掲げる《訓練項目》の全部又は一部を選択して、実施要領を具体的に定めて実施する。

《訓練項目》

部隊の招集・編成訓練、交通規制訓練、情報収集伝達訓練、避難誘導訓練、救出救護訓練、通信訓練、関係協力団体の会合・集会等を通じて、防災に関する知識の普及を図る。

第8章 防災環境の整備

- 自主防災組織等の自主的、実践的な活動を支援し、その組織活動の充実・強化とネットワークづくりや消防団との連携強化を図る。教育機関等とも連携を密にし、市域の実状にそった防災学習や各種啓発活動を推進する。
- 高齢者、障がい者、在日外国人等については、日頃からその把握に努め、災害時の情報伝達、避難誘導方法について検討する。

■ 章の構成

第8章 防災環境の整備	第1節 自主防災体制の整備 第2節 消防団の充実・強化 第3節 避難行動要支援者対策の充実 第4節 外国人対策の強化 第5節 企業等の地域防災活動への参加促進 第6節 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進
----------------	---

第1節 自主防災体制の整備

担 当	責 任 者	危機管理監、消防長
		市民部長、健康福祉部長、教育次長
	関係機関	赤穂市社会福祉協議会

1 市民等の自主防災組織

災害による被害を最小限にとどめるには、国、兵庫県、本市及び防災関係機関のみならず、市民の自主防災組織による出火防止、初期消火、被害者の救出・救護活動等が非常に重要である。

このため、本市は、日頃から市民の協力を得て、自主防災組織の強化を図るとともに、訓練、広報、指導助言等を行い、自主防災組織の活動に必要な防災資機材の整備等を促進するために必要な補助並びにリーダーの育成を推進する。

なお、自主防災組織の育成には、女性や若者の地域防災活動への参画の促進にも配慮するほか、事業所の防災組織等との連携強化を推進する。また、学生・生徒の協力体制についても検討を行う。

自主防災組織は、本市や防災関係機関と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって活動する。

自主防災組織の編成及び活動は、次により行う。

(1) 自主防災組織の編成

- ア 自主防災組織は、既存の自治会等を活用して編成する。
- イ 組織の編成については、地域の実情を踏まえ、活動の実効性を確保する。

(2) 自主防災組織の活動内容

(平常時)

- | |
|---|
| ア 日頃の備え及び災害時の的確な行動等（5段階警戒レベルによる避難情報の提供等）に関する防災知識の普及 |
| イ 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護及び避難等の防災訓練の実施 |
| ウ 消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検の実施 |
| エ 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄 |
| オ 家庭及び地域における防災点検の実施 |
| カ 地域における「マイ避難カード」作成の普及促進 等 |

(発災時)

- | |
|---------------------------|
| ア 出火防止、初期消火の実施 |
| イ 正確な情報の収集、伝達 |
| ウ 救出、救護の実施及び協力 |
| エ 集団避難の実施 |
| オ 炊き出しの実施及び協力 |
| カ 救援物資の分配及び避難所の運営に対する協力 等 |

2 事業所等の自衛消防組織等

大規模な災害が発生した場合には、市内に立地する事業所もしくは施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要であるため、事業所等は自衛消防組織等の育成強化を図る。

本市は、各事業所等の自衛消防組織等を中心とした自主防災体制の確立を支援するとともに、地域への貢献という観点から、地域防災の担い手として連携を図るほか、県、商工会議所と連携して、事業所による事業継続力強化計画に基づく取り組み等の防災・減災・縮災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定を推進する。

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう、的確な防災活動を実施するため、関係地域の他の自主防災組織と連携をとりながら、消防設備や防災設備等を整備・充実、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保にも努めるとともに、自衛消防組織の活動能力を高めるため次のことをそれぞれの実情に応じて行う。

- ① 防災訓練の実施
- ② 従業員等の防災教育の実施
- ③ 情報の収集、伝達体制の確立
- ④ 火災等災害予防対策の実施
- ⑤ 避難対策の確立
- ⑥ 応急救護等訓練の実施
- ⑦ 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- ⑧ その他、地域の防災活動への協力

3 社会福祉施設の自主防災組織

(1) 赤穂市

ア 社会福祉施設は、寝たきり老人や身体障がい者及び乳幼児等いわゆる「要配慮者」が利用することから、本市は、社会福祉施設の管理者を指導し、災害発生時の要配慮者の安全確保のための組織・体制の整備を促進する。

イ 本市は、市民による自主防災組織や事業所の自衛消防組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設との連携を図り、避難行動要支援者の安全確保に関する協力体制を整備する。

(2) 社会福祉施設の管理者

ア 社会福祉施設の管理者は、災害発生時に備えあらかじめ防災組織を編成するとともに、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、入所者の避難誘導等の災害対策について定めた非常災害対策計画を作成する。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分配慮する。

イ 平成29年6月の水防法及び土砂災害防止法の改正により、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の利用者又は管理者は、避難確保計画の作成及び市長への報告、並びに同計画に基づく訓練の実施が義務付けられている。

ウ 社会福祉施設の管理者は、本市及び自治会等と連携し、施設入所者の安全確保に関する協力体制づくりを推進する。

4 地区防災計画の策定等

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として赤穂市防災会議に提案することができる。

赤穂市防災会議は、赤穂市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、赤穂市地域防災計画に地区防災計画を定める。

また、地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定、又は変更をすることを提案することができる。

本市は、災害の教訓を踏まえた見直しについて、これを支援する。

第2節 消防団の充実・強化

担 当	責 任 者	消防長
	関係機関	消防団

本市は、地域に密着した消防団の消防・水防活動能力の向上を図るため、消防団員を確保し、組織の活性化を促進するとともに、自主防災組織等との役割分担や連携・協力により、地域防災体制の充実強化を推進する。

また、事業者は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮する。

1 消防団員の確保

消防団が動員能力等の特性を発揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保に努め、消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等の運用により、企業等事業所の消防団活動への理解と協力のもと、消防団員が活動しやすい環境づくりを推進するとともに、次の対策により、消防団の組織強化を推進する。

- ① 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備
- ② 若年層の入団促進
- ③ 消防団員の処遇改善
- ④ 地域防災体制の連携強化
- ⑤ 女性消防団員の入団促進
- ⑥ 市民等に対する広報啓発活動の推進

2 消防団施設、装備の強化

老朽化した消防団詰所については、地域の実情と分団の配置を考慮し、組織の再編も視野に入れながら、各地域の消防力（防災力）を維持するための効率的かつ効果的な整備を計画的に行う。

消防団車両については、車両更新計画に基づき、順次更新整備するとともに、各種資機材の整備については消防団の装備の基準（昭和63年消防庁告示第3号）に基づき、計画的に整備する。

3 消防団員の教育訓練

消防大学校及び兵庫県消防学校における教育訓練、各種講習会等への派遣、参加を通じて消防団員の消防防災に関する知識及び技術の向上を図る。

4 安全管理マニュアルの策定

各種災害現場の最前線で活動する消防団員は、近年増加傾向にある自然災害や、建物構造の変化などにより複雑化する火災などに対応する必要がある。

このため、消防団活動の基本や安全管理について明確化し、すべての消防団員が安全かつ現有する消防力と組織力を最大限に発揮することを目的として、消防団活動の安全管理マニュアルの策定に努める。

第3節 避難行動要支援者対策の充実

担 当	責 任 者	健康福祉部長
		危機管理監、総務部長、市民病院
	関係機関	赤穂市社会福祉協議会、赤穂健康福祉事務所

災害対策基本法に基づき、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者に対して、情報伝達、避難誘導、救護活動、避難収容等の多面的な対策が必要である。

発災初期においては、防災関係機関の対応が著しく制限されることもあることから、平常時からコミュニティが地域の要配慮者状況を把握するとともに、防災訓練においては、避難行動要支援者を想定した情報伝達、避難誘導訓練等を実施する。

また、被災地域における避難収容施設では十分な環境が確保できない場合もあるので、避難収容施設あるいは医療機関における環境整備に配慮しつつ、被災地外への広域避難についても検討する。

一方、高血圧症や糖尿病等の慢性疾患に対する必要な医薬品の備蓄についても医療機関等と調整を図る。

1 要配慮者対策

阪神・淡路大震災や東日本大震災においては、高齢者や障がい者など、いわゆる災害弱者と言われる人々の犠牲が多かったこと、また、避難生活において特別な配慮を必要としたこと等を踏まえ、高齢者、障がい者をはじめ、難病患者（アレルギー疾患を含む）、傷病者、乳幼児、妊産婦、女性など、要配慮者の安全確保体制の整備に取り組む。

そのため、本市は、要配慮者に関する情報について、平常時から民生委員・児童委員、自主防災組織、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等の避難支援等関係者と情報共有を図る。

（1）高齢者対策

自主防災組織等を中心に、自治会単位で災害時における支援体制の確立を図る。

また、高齢者に接する機会の多いケアマネージャー等に地域の水害リスクを理解してもらい、地域の水害リスクを高齢者へ伝える機会の増加を図る等、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取り組みを行う。

（2）障がい者、難病患者等対策

障がい者や難病患者、病弱者等が利用する施設間の相互応援体制の確立を図るとともに、各施設での利用者の避難訓練等を実施する。

2 在宅者対策

(1) 避難行動要支援者の状況把握と名簿の整備

防災担当と福祉担当が連携し、平常時から赤穂市社会福祉協議会、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、障がい者団体等の福祉関係者、ボランティア等の協力を得て、避難行動要支援者の所在の確認、災害時における保健サービスの要否、在宅の避難行動要支援者に関する的確な状況等の把握に努め、避難行動要支援者名簿を整備する。

ただし、その取扱いについては、個人情報保護の観点から慎重に行うとともに、必要に応じて更新する。

避難行動要支援者名簿の対象とする範囲は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者で、身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者、要介護認定者、高齢者、難病患者（特定疾患医療受給者等）、乳幼児、その他特に配慮を要する者（妊産婦等）とする。

避難行動要支援者名簿は、毎年更新するものとし、データ更新に伴い名簿を作成する。

なお、市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に取り組む。

(2) 避難行動要支援者名簿の共有

本市は、避難支援等の実施に必要な限度において、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

名簿の共有先は、避難支援等に携わる関係者として、消防機関、警察署、赤穂市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織、その他避難支援等関係者とする。

(3) 地域的支援体制の整備

福祉関係機関、医療機関、自治会や自主防災組織等の市民組織、ボランティア団体等との連携を図り、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等、地域ぐるみの支援体制確立を推進する。

(4) 避難行動要支援者に配慮した避難対策

避難行動要支援者を安全、かつ適切に避難誘導するため、次の体制を整備する。

なお、避難行動要支援者への対応については、本市の「災害時避難行動要支援者対応マニュアル」による。

① 避難行動要支援者の避難・救出体制

本市は、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、消防機関、警察署、赤穂市社会福祉協議会、自主防災組織、民生委員・児童委員、その他避難支援等関係者の協力を得て、寝たきり老人、ひとり暮らし老人、重度障がい者等の避難行動要支援者の避難・救出体制の整備を推進する。

また、個々の避難行動要支援者について、現状を常時把握し、緊急時の避難支援方法を定めるよう努めるとともに、市民の協力支援についてあらかじめ承諾を得ておく。

② 避難所対策

災害時に避難所となる公共施設については、安全性の向上、段差の解消、スロープ化や身体障がい者用トイレの設置等、避難行動要支援者に配慮した施設整備を推進する。

また、避難行動要支援者の避難所生活を支援するために、平常時から必要物資等の備蓄を推進する。

(5) 避難行動要支援者への情報伝達体制の整備

災害の特性に応じて、多様な情報伝達手段（ファクシミリ、インターネット、防災情報ネット（メール）、文字放送、防災行政無線、広報車等）の確保とともに、地域の協力体制や障がい者団体のネットワーク等を活用し、情報伝達ルートの確保に努める。

また、高齢者や障がい者等と消防本部の間に緊急通報システムを整備し、その周知を図る。

さらに、防災知識の普及啓発を図るほか、消防本部等は、防災上の相談・指導を行う。

3 関連施設対策

所掌する業務に係る避難行動要支援者関連施設に対して、災害時に入院患者や入所者等の安全を確保するために、次の災害予防対策の実施について指導する。

(1) 医療施設に対する指導

① 防災マニュアルの作成

災害時における入院患者の安全確保を図るため、医療機関に対して、病院防災マニュアル作成ガイドライン（「医療機関における活動マニュアル（平成9年度厚生科学研究）等」）を活用し、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルの作成を行うように指導する。

また、防災設備の整備・点検、患者家族連絡表の作成等、緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品・医療用資機材等の備蓄等、防災体制の強化について指導する。

② 相互応援体制の整備

医療施設に対して、災害時に備え、相互に派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動ができる体制を整備し、必要物資、資機材等を確保するよう指導する。

また、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制を整備するよう指導する。

(2) 社会福祉施設等に対する指導

① 防災設備等の整備

社会福祉施設等に対して、施設の安全性を高めるため、防災設備の整備等を実施するよう指導する。

また、災害に備えて、平常時から施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品及びその他の生活必需品等の備蓄を行うよう指導する。

② 自主防災組織の整備

社会福祉施設等に対して、災害時に迅速かつ的確な防災対応が行えるように、あらかじめ自主防災組織を編成し、緊急連絡体制、非常招集体制等を確立するよう指導する。

③ 応援体制及び受援体制の整備

社会福祉施設等に対して、他の社会福祉施設等において、被害が発生し応援要請がある場合に備えて、派遣可能な職員、各種資機材（移動入浴車、小型リフト付車両等、車椅子、ストレッチャー）等、応援出動体制を整え、必要物資を確保するよう指導する。

また、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制を整備するよう指導する。

④ 防災訓練の実施

社会福祉施設等に対して、職員及び利用者（入所者）等に対する防災意識の高揚を図るため、防災訓練の実施に努めるよう指導する。

4 その他災害時に特に配慮すべき事項

本市は、上記のほか、災害時に次の事項について、避難行動要支援者の多様なニーズに十分配慮するために必要な準備を行う。

- ① 各種広報媒体を活用した情報提供
- ② 自主防災組織、民生委員・児童委員等市民の協力による避難誘導
- ③ 名簿等の活用による居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見
- ④ 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設への緊急入所等対象者に応じたきめ細かな対応
- ⑤ 避難所等における要配慮者の把握とニーズ調査
- ⑥ おむつやポータブル便器等生活必需品の配慮
- ⑦ 粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）、やわらかい食品等食事内容の配慮
- ⑧ 手話通訳者やボランティア等の協力による生活支援
- ⑨ 巡回健康相談や栄養相談等の重点的实施
- ⑩ 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- ⑪ 仮設住宅の優先的入居
- ⑫ 仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認
- ⑬ ケースワーカーの配置や継続的なこころのケア対策
- ⑭ インフルエンザ等感染症の防止
- ⑮ 社会福祉施設の被害状況調査
- ⑯ 福祉相談窓口の設置
- ⑰ 福祉避難所の確保
等

第4節 外国人対策の強化

担 当	責 任 者	危機管理監、市民部長
		健康福祉部長
	関係機関	企業、各種団体

外国人は、一部の人を除き、日本語の理解も十分でなく、本市の地理に詳しくないために、災害発生時には、必要な情報を迅速的確に把握し、自らの安全を確保するなどの災害時行動力に欠けるものと思われる。

そのため、本市では地理がわからない外国人及び市外からの来訪者の安全な避難を確保するよう検討する。

1 外国人等の状況把握

市内における外国人の居住状況、勤務状況等の把握に努める。

2 外国人等の災害時支援体制の整備

平常時より、災害時に必要な外国語通訳ボランティア等の要員の確保に努める。

3 情報の提供

外国人に対して、次の方法により災害時に必要となる情報の提供を行う。

なお、国は、在日・訪日外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境整備を進めており、本市においても関連情報の多言語化による提供に努める。

(1) 広報、パンフレット等による情報提供

外国語版の防災啓発資料の作成や配布等を通じて、市内在住の外国人に対する防災教育や防災情報の提供、防災知識の普及を図る。

また、県と連携し、ひょうごE（エマージェンシー）ネットをはじめ、インターネット、FM放送を用いた外国語による啓発に努める。

情報提供は、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等を行い、外国人旅行者に対しては、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するためのポータルサイトを通じて発信する等、外国人に配慮した支援に努める。

(2) 案内板等の充実

外国人に対して、避難場所等の周知を図るために、案内板等については簡明かつ効果的に表示するとともに、多言語化を推進する。

また、駅等の多くの人が集まる場所において、避難所、避難行動等に対する情報提供を充実する。

第5節 企業等の地域防災活動への参加促進

担 当	責 任 者	産業振興部長
		消防長
	関係機関	企業、各種団体

企業等は、災害時において、従業員・顧客等の安全確保と、地域の防災活動における貢献、地域との共生及び迅速な復旧と事業の継続を行えるよう地域防災活動への参画促進に努める。

また、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

1 災害時に企業等が果たす役割

- ① 生命の安全確保
- ② 被災従業員への支援
- ③ 二次災害の防止
- ④ 事業の継続
- ⑤ 地域貢献・地域との共生
- ⑥ 自主防災組織との連携

2 企業等の平常時対策

- ① 企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、企業防災活動を推進する。

また、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動を推進する。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

さらに、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図る。

このほか、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設ごとの規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害ごとの規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

ア 事業継続計画（BCP）の作成

【事業継続計画】

災害時に特定された重要業務が中断しないこと。

また、万一事業活動が中断した場合に、目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略、バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。（Business Continuity Plan：BCP）

イ 防災計画の作成

ウ 防災組織の育成

エ 防災訓練の実施

オ 地域の防災訓練への参加

カ 防災体制の整備

キ 復旧計画の作成

ク 物資の備蓄

ケ 各計画の点検・見直し

コ 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保 等

- ② 本市は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや、必要に応じて防災に関するアドバイス等を行う。

3 事業所の防災組織

（1）対象施設

ア 多数の者が利用する施設（中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、学校、病院等）

イ 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物、放射性物資等を貯蔵又は取り扱う施設）

ウ 多数の従業員のいる事業所等で、自衛防災組織を設置することが効果的な施設

エ 複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）等

（2）計画の作成

① 予防計画

ア 予防管理組織の編成

イ 火気使用施設、危険物、指定可燃物等の点検整理

ウ 消防用設備等の点検整備

② 学習訓練計画

ア 防災学習

イ 防災訓練

- ③ 応急対策計画
 - ア 応急活動組織の編成
 - イ 情報の収集伝達
 - ウ 出火防止及び初期消火
 - エ 避難誘導
 - オ 救出救護

(3) 防災組織の活動

- ① 平常時
 - ア 防災訓練
 - イ 施設及び設備等の訓練整備
 - ウ 従業員等の防災に関する教育の実施
- ② 災害時
 - ア 情報の収集伝達
 - イ 出火防止及び初期消火
 - ウ 避難誘導
 - エ 救出救護

4 市の役割

- ① 事業所の防災組織の育成指導
- ② 事業継続計画（BCP）や防災計画の作成支援
- ③ 地域の防災訓練等への参加促進
- ④ 防災に関するアドバイス

第6節 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進

担 当	責 任 者	危機管理監
		各部長
	関係機関	企業、各種団体

大規模地震により交通機能が停止した場合、自宅に帰ることができない者が発生するおそれがある。

そのため、本市では、通勤・通学・帰宅困難者の安全な避難を確保するよう検討する。

1 通勤・通学・帰宅困難者への支援

関西広域連合は、災害時における徒歩帰宅者を支援するため、関西2府6県4政令市（兵庫県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、徳島県、神戸市、大阪市、京都市、堺市）を代表し、当該地域に店舗が存在するコンビニエンスストア・外食事業者等と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結している。

※協定に基づく支援内容

協定事業者の店舗（災害時帰宅支援ステーション）における水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等、帰宅支援サービスの提供。

- ① 本市は、通勤・通学、帰宅途中その他外出先で救援が必要になった者に対して、避難場所への収容や一時滞在施設の提供等、適切な対応を図るとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所等の運営に努める。
- ② 本市及び関係事業者は、要配慮者等に対して代替輸送の確保や調整を図るなど、状況に応じて通勤・通学及び帰宅支援のための多様な交通手段の確保を図る。
- ③ 道路管理者は、道路情報板等を活用して道路の被災に関する情報を提供する。
- ④ 関係事業者は、輸送障害発生時の乗客に対する適切な情報提供等を行う。
- ⑤ 大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導體制の整備等に努める。
- ⑥ 事業所、学校等は、従業員、児童・生徒の保護や情報収集・提供等、的確な対応に努め、鉄道駅周辺や路上での滞留人口の減少に努める。
- ⑦ 県は、一時滞在施設の確保など通勤・通学・帰宅困難者対策に係る市の取り組みについて支援する。

2 普及啓発

- ① 本市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、企業等に対する必要な物資の備蓄、災害時帰宅支援ステーションのサービス、家族等の間での災害伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板サービスの活用などについて広報・啓発を行うとともに、災害時帰宅困難者への情報伝達体制の整備を推進する。
- ② 協定事業者は、統一ロゴマーク及びモデルデザインに基づき関西広域連合が作成した「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」を支援可能な店舗に掲示する。

第9章 その他災害予防対策の推進

- 各種危険物施設管理機関と連携を密にし、災害の未然防止、拡大抑止のための体制・設備の整備を推進する。
- 大規模事故災害をはじめとする各種災害に対するため、各防災関係機関との協力体制を整備する。

■章の構成

第9章 その他災害予防対策の推進	第1節 津波災害予防対策 第2節 危険物施設等の保安対策の実施 第3節 船舶等の海上事故予防 第4節 雑踏事故の予防 第5節 ひょうご防災減災推進条例に基づく活動
---------------------	---

第1節 津波災害予防対策

担 当	責 任 者	危機管理監 建設部長、上下水道部長、消防長
	関係機関	姫路河川国道事務所、赤穂警察署、姫路海上保安部、 光都土木事務所、光都土地改良センター

1 東日本大震災を踏まえた対策の実施

県は、東日本大震災を踏まえて国が行う南海トラフの巨大地震・日本海における大規模地震による津波の推計結果を基本に、兵庫県に被害を及ぼす最大クラスの津波を想定し、津波浸水被害シミュレーションを行っている。

本市は、上記シミュレーションにより得た津波水位等を踏まえ、ハード・ソフト両面からの津波災害対策を進める。

2 津波浸水想定区域の周知

津波災害は、特にその被害が大きいことから、危険の予測される地域については、津波ハザードマップを作成し、市民への周知を図る。

3 津波警戒の周知徹底

本市は、津波浸水想定区域の市民に対し、防災行政無線等多様な手段を活用して、津波避難に関する内容の周知徹底を図る。

- ① 強い地震（震度4以上）又は弱い地震であっても1分以上の長い揺れを感じたら、津波浸水想定区域等及び海浜にある者は、直ちに高台等へ避難すること。
- ② ラジオ、テレビ等で正しい情報を入手すること。
- ③ 津波注意報、警報が発表された場合、津波注意報にあっては、海浜にある者、津波警報にあっては、津波浸水想定区域の市民は、直ちに高台に避難すること。
- ④ 津波は繰り返し来襲するため、警報、注意報が解除になるまで海岸に近づかないこと。
- ⑤ 市民等は、海浜に出かけるときは、ラジオ等を携行し、津波警報、避難勧告・指示等の情報を聴取すること。

4 海面監視

地震発生後、来襲する津波に対して、津波注意報及び警報、避難指示の情報伝達が間に合わないことがあるため、本市は、必要に応じ、直ちに海面監視を開始する。

監視場所は、津波の高さを考慮して、津波の早期発見に適した場所で、監視人の安全を確保できる場所に設定する。

5 水門等の管理体制

① 河川、海岸、港湾及び漁港の施設管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能になるよう、少なくとも年1回以上の定期的な施設の点検や水門、陸閘等の閉鎖体制の確立等、施設管理の徹底を行う。

また、水門、陸閘等の閉鎖手順を定めるに当たっては、水門、陸閘等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。

② 河川、海岸、港湾及び漁港の施設管理者は、操作責任者等の協力を得ながら津波が発生した場合は直ちに、水門、陸閘等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。

また、内水排除施設等も同様の措置を講じるとともに、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

③ 海岸、港湾及び漁港の施設管理者は、操作責任者等の協力を得ながら、夜間、休日等で水門、陸閘等を開放する必要がないときは、閉鎖を徹底するよう啓発する。

(参照) 資料編資料集2-17 沿岸部の海岸水門・ポンプ場等の位置図 (P資料-75~78)

(参照) 資料編資料集2-18 赤穂市内の水門・ポンプ場と防災区 (P資料-79~80)

6 伝達協力体制の確保

本市は、あらかじめ沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者（漁業協同組合等）、事業者（工事施工者等）、及び自主防災組織と連携して、これらの者との協力体制の確保に努める。

7 沿岸地域の避難体制の確保

沿岸部の地域住民等に対し、平常時から津波の危険性を広く周知するとともに、地域の地形や浸水予測等に応じた避難場所及び避難経路を周知しておく。

(1) 地域住民の避難行動

地域住民の自主的な避難行動が容易に行えるよう、日頃からの啓発活動により、各地域における避難場所や避難経路を周知する。

また、自主防災組織や管轄の警察署との協力のもとに、避難者の掌握、要配慮者の把握・誘導や必要な応急救護活動が行える体制の整備を図る。

(2) 観光地等利用者の避難誘導

観光客や海水浴客等の地理に不案内な利用者が多数利用する施設の管理者、事業者及びその地域の自主防災組織等と避難誘導についての協議・調整に取り組み、円滑な情報伝達及び避難誘導を推進する。

(3) 避難場所の指定

津波発生時における避難場所については、その地域の浸水区域を想定し、地形・標高等の地域特性を十分に配慮した指定を行うこととし、公共施設のほか、民間ビルの活用等の検討を行い、より効果的な配置となるよう努める。

8 啓発活動等の実施

本市は、避難対策等の津波防災対策を迅速に行うため、日頃から住民に対する啓発活動を実施する。

(1) 津波に対する防災意識の高揚

津波に関する講演会等を開催し、津波に関する知識の向上及び防災意識の高揚を図るとともに、津波ハザードマップの地域住民等への周知に努める。

(2) 日頃の備えの充実

津波危険地域における避難場所や避難経路の周知、避難の際、情報収集に必要なラジオの携行等、非常時持ち出し品の備えの徹底について、機会を捉えて繰り返し広報・啓発を行う。

(3) 津波防災訓練の実施

関係機関や地域住民の参加のもと、実戦的な津波防災訓練を実施し、迅速かつ正確な情報伝達体制の整備、地域住民等の適切な避難行動の実施、関係機関との連携体制の確立等、津波防災体制の構築に努める。

その際、地域の要配慮者に十分配慮した訓練を実施する。

第2節 危険物施設等の保安対策の実施

担 当	責 任 者	消防長
		総務部長、市民部長、建設部長
	関係機関	近畿経済産業局、兵庫県災害対策局消防課、 兵庫県災害対策局産業保安課、赤穂健康福祉事務所、 赤穂警察署、危険物・有毒物等取扱施設の管理者

1 危険物の保安対策の実施

危険物（石油等）による災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、危険物取扱事業所及び防災関係機関の予防対策について定める。

（1）危険物施設の保全及び耐震性の強化

- ① 危険物施設^{*}について、その事業者等は、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し耐震性の強化を推進する。
- ② 消防本部（署）は、危険物施設について、設置及び変更許可に対する現地審査、各種タンクの水張、水圧の検査、完成検査、立入検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転等を行わせる。

※危険物施設

消防法別表により第1類から第6類に分類されている危険物を指定数量以上、貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所、取扱所の建築物、工作物等

(参照) 資料編資料集2-19 危険物施設数 (P資料-81)

（2）危険物取扱事業所等

- ① 危険物取扱事業所等は、消防法及び消防法に基づく関係規定を遵守するとともに、自己の責任において保安対策を推進し、危険物の災害予防に万全を期する。
- ② 危険物取扱事業所等は、危険物施設の規模に応じ、次の人員を配置する。
 - ア 危険物保安監督者の選任
政令で定める施設を有する事業者は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。
 - イ 危険物保安統括管理者の選任
政令で定める施設を有する事業者は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。
 - ウ 危険物施設保安員の選任
政令で定める施設を有する事業者は、危険物施設保安員を選任し、施設の構造及び設備の保安管理をさせる。
- ③ 危険物取扱事業所等は、次の保安対策を実施する。

ア 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、防災訓練、保安教育等を実施し、防災意識の高揚と防災に関する知識・技術の向上を図るとともに、火災、爆発等の災害の発生を防止するための自主保安体制の確立及び従業員教育を実施する。

イ 事業所相互の協力体制の確立

危険物取扱事業所等が一定地域に集中している地域にあつては、各事業所は相互に連絡協調して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等の自主的な組織活動を行う。

ウ 市民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、市民に対する安全を図るため、防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

(3) 消防本部

① 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を行う。

② 監督行政庁の立場から、次の保安対策を実施する。

ア 危険物施設の把握と防災計画の策定

常に危険物施設及び貯蔵され、取扱われる危険物の性質及び数量を把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

イ 監督指導の強化

危険物取扱事業所等に対する立入検査等を実施し、関係法令を遵守させる。

ウ 消防体制の強化

事業所ごとの消防計画を作成するとともに、隣接市町との相互応援協定の締結を推進する。

エ 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対し、関係法令及び災害防御の具体的方法につき視聴覚教育を含む的確な安全管理教育を行う。

2 高圧ガスの保安対策の実施

市内には、第1種一般高圧ガス施設が6件（製造所）、第1種LPガス施設（製造所）が3件、冷凍施設（製造所）が6件（兵庫県産業保安課 平成31年4月1日現在提供）ある。

ここでは、高圧ガスによる災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定める。

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

事業所は、以下の施設について、保全対策及び耐震性の強化を推進する。

① 塔槽類

高圧ガス保安法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可とう性を持たせる。

- ② 圧縮機及びポンプ
本体と駆動部は同一の基礎に乗せ、不等沈下を防止する。
- ③ 配管
機器との接続部や埋設配管の地上立ち上がり部など、強い応力のかかる部分には可とう性を持たせる。
- ④ 防液堤
必要な容量を確保し耐震構造とするほか、配管貫通部が地震動により損傷を受けない構造とする。
- ⑤ 防消火設備
海水の利用等による水源の分散のほか、配管のループ化を検討する。
- ⑥ 計装関係
自動制御装置及び緊急遮断装置は、フェール・セーフ構造^{*}とする。
また、操作パネルには、地震時にも操作ができるよう手すり等を設ける。

※フェール・セーフ構造

一つの部材が破壊されても、その破壊が構造体に大きな影響を与えることなく安全に機能を継続できるようにする構造。

- ⑦ 通報設備
緊急時の連絡及び情報の伝達を速やかに実施するため、構内電話、構内放送、無線設備等を設置する。

(2) 高圧ガス関係事業所における防災体制の整備

事業所は、災害発生時に有効な防災活動を実施し、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、あらかじめ防災体制を確立する。

- ① 防災組織の確立
防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。
- ② 連絡・広報体制の確立
事業所内の被害状況を迅速かつ的確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で本市、消防本部等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立する。
- ③ 緊急動員体制の確立
大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立する。
- ④ 相互応援体制の確立
大規模災害が発生し、一の事業所では対応できない場合に備えて、関係事業所及び本市、消防本部との間で防災関係要員及び防災資機材等の相互応援体制を確立する。

(3) 防災資機材の整備

- ① 消防本部は、事業所に防災資機材等の整備を促進させるとともに、その管理について指導する。
- ② 消防本部は、事業所に対し、効果的な防災資機材等の整備・充実を指導するとともに、報告の協力を求めるなどにより、提供可能な防災資機材の種類及び数量の把握に努める。
- ③ 事業所は、防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。
- ④ 事業所は、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

(4) 保安教育の実施

- ① 関係団体は、高圧ガスに関する各種講演会を開催し、事業所に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させる。
- ② 事業所は、従業員等に対し定期的に保安教育を実施し、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、防災意識の高揚を図る。
- ③ 主な教育項目は、次のとおりとする。
 - 関係法令
 - 高圧ガスに関する知識
 - 防災組織
 - 運転マニュアル、各種規程
 - 異常時の措置基準
 - 事件事例と対策
 - 救急処置の方法

(5) 防災訓練の実施

- ① 消防本部及び関係機関は、高圧ガスにかかわる災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が実施できるように定期的に防災訓練を実施する。
- ② 事業所は、取扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じ、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。
- ③ 主な訓練項目は、次のとおりとする。
 - 緊急通信・通報・伝達訓練
 - 非常招集・動員訓練
 - 救助・避難訓練
 - 応急措置実施訓練
 - 防火・消火訓練
 - 広報訓練

(6) 防災技術の研究

消防本部及び事業所は、高圧ガスの特性に応じた防災技術の研究及び情報の把握に努める。

3 火薬類の保安対策の実施

火薬類による災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、火薬類関係事業者及び防災関係機関の予防対策について定める。

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

事業者は、火薬類施設(火薬類取締法第2条に規定する火薬類を製造又は貯蔵する施設)について、火薬類取締法に基づく構造とし、施設の基準の維持等の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化を推進する。

(2) 火薬類関係事業所における警戒体制の整備

事業者は、台風の接近等により、作業の実施が危惧されるとき、又は火薬類関係施設に災害・事故が発生するおそれのあるとき、天候の状況に応じた警戒体制を確立する。

① 警戒体制の発令

台風の接近、大雨等の各注意報・警報の発令、雷の発生及び火薬庫付近での林野火災の発生等により事業所が要警戒事態となったとき、事業者は、天候等の状況に応じた警戒体制を発令する。

② 警戒措置の実施

河川の洪水、土砂崩れ及び落雷への対応が遅延しないよう、事業所内外の地形、落雷の頻度等の地域的特性等を事前調査する。

警戒体制が発令されたとき、現場巡回等、天候の状況に応じた警戒措置を実施する。

③ 作業規制

天候の状況に応じ、発破作業の中止等の作業規制を行う。

(3) 火薬類関係事業所における防災体制の整備

市内には、1級火薬庫が4棟、3級火薬庫が1棟の計5棟(平成31年4月1日現在)の火薬類関係事業所がある。

これら火薬類関係事業者は、災害発生時に冷静にかつ有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、あらかじめ防災体制を確立する。

① 防災組織の確立

防災組織の編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

② 連絡・広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で本市、消防本部へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立する。

③ 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立する。

④ 相互応援体制の確立

災害が発生し、一つの事業所だけでは対応できない場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

(4) 保安教育の実施

- ① 関係団体は、火薬類に関する各種講習会において、事業者に対して火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させる。
- ② 事業者は、従業員に対し定期的に、また、施設の新設等の機会ごとに保安教育を実施し、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、防災意識の高揚を図る。
- ③ 主な教育項目は、次のとおりとする。
 - 関係法令
 - 火薬類に関する性質、保安管理技術
 - 風水害や地震等の災害に関する知識
 - 災害時における応急対策及び避難方法

(5) 防災訓練の実施

- ① 事業者は、取扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。
- ② 主な訓練項目は、次のとおりとする。
 - 緊急通信・通報・伝達訓練
 - 非常招集・動員訓練
 - 救助・避難訓練
 - 応急措置実施訓練
 - 防火・消火訓練
 - 広報訓練

(6) 防災技術の研究

本市、消防本部、関係機関及び事業者は、火薬類の特性に応じた防災技術の研究及び情報の把握に努める。

4 毒物・劇物の保安対策の実施

市内には、45件（平成31年4月1日現在）の毒物・劇物取扱施設がある。

ここでは、毒物又は劇物の保管施設等からの流出等による保健衛生上の危害を防止するための予防対策について定める。

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

- ① 毒物・劇物取扱施設で、消防法、高圧ガス保安法（以下「関係2法」という。）による規制を受けている施設について、毒物・劇物取扱業者は、関係2法に基づき、施設の基準や定期点検等の規定を遵守するとともに、施設の保全及び耐震性の強化を推進する。
- ② 関係機関は、関係2法に基づき、毒物・劇物取扱施設について、設置及び変更許可に対する現地審査、完成検査、立入検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転等を行わせる。

- ③ 関係機関は、関係2法により規制を受けない施設の実態把握に努める。
毒物・劇物取扱業者は、毒物・劇物取締法に規定する登録基準等に適合する施設を維持させるとともに、立入指導、又は文書等により適正な取扱い及び危害防止のための応急の措置を講じるよう指導する。

(2) 保安対策

- ① 本市、その他の関係機関は、毒物・劇物取扱業者に対し、毒物又は劇物によって市民に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに健康福祉事務所、警察署又は消防本部に届け出るとともに、危害防止のための応急措置を講じるよう指導する。
- ② 本市、その他の関係機関は、毒物・劇物を業務上取扱う者のうち、事業所ごとに届出を要する者（電気めっき事業者、金属処理事業者、運送事業者）に対しても、同様の指導を行う。
- ③ 本市、その他の関係機関は、毒物・劇物を業務上取扱う者のうち、届出を要しない者の実態把握に努めるとともに、文書等により適正な取扱い及び危害防止のための応急の措置を講じるよう指導する。

5 放射性物質の保安対策の実施

市内には、5件（平成31年4月1日現在）の放射性物質取扱事業所がある。
放射性物質（放射性同位元素、核燃料物質等）による災害の発生及び被害の拡大を防止するための予防対策について定める。

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

- ① 事業者は、放射性物質取扱施設（使用施設、貯蔵施設、廃棄施設等）について、関係法令の規定に基づき、施設の基準等の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況等を調査し、耐震性の強化を推進する。
- ② 関係機関は、関係法令の規定に基づき、立入検査等を行うとともに、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転等を行わせる。

(2) 放射性物質取扱（使用、販売）事業所の防災体制の整備

放射性物質取扱事業者は、関係法令を遵守するとともに、放射性物質に係る安全管理に万全を期す。

- ① 施設の耐震化等の推進
- ② 放射線による被ばくの予防対策の推進
- ③ 施設等における放射線量の把握
- ④ 自衛防災対策の充実
- ⑤ 通報体制の整備
- ⑥ 放射性物質取扱業務関係者への教育・訓練の実施
- ⑦ 放射線防護資機材の整備

(3) 防護資機材の整備

予防対策を実施する各機関は、必要により放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む）、放射線防護服等の整備を図る。

(4) 赤穂市、その他の関係機関の防災体制の整備

本市、その他の関係機関は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質取扱事業所等の把握及び安全管理等の指導に努める。

6 原子力発電所事故災害対策の整備

本市は、福井県内に立地する各原子力発電所等よりUPZ（緊急時防護措置を準備する区域、原子力施設から半径30km圏）圏外の位置にあるが、原子力発電所の事故による被害状況については、様々な要素が関係する。

このため、実際の事故発生時には、事故の規模や気象条件、環境放射線モニタリング結果等を踏まえ、柔軟に対応する必要があることから、緊急時モニタリング活動への協力、情報伝達・広報活動、広域的避難者の受け入れ等に係る事項について検討する。

なお、対応にあたっては、「関西防災・減災プラン原子力災害対策編」及び「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に沿って対応することを原則とする。

(1) 原子力災害関連情報の収集及び伝達手段の整備

本市は、原子力施設の災害等に係る情報収集・伝達体制の構築等、原子力災害が発生した場合における県、関係機関等との情報収集、連絡体制の構築に努める。

また、市ホームページや自主防災組織等を活用した市民への情報連絡体制の構築、庁内に市民相談窓口を設置する等、市民等への情報伝達体制の構築を推進する。

(2) 環境放射線モニタリング情報の収集体制構築

本市には、固定型モニタリングポストはないが、原子力事業者、近隣自治体を含む環境放射線モニタリング情報を収集するため、国、県、その他モニタリング関係機関と平常時からの連携構築を推進する。

(3) 放射線等に関する知識等の普及啓発

本市は、放射性物質や放射線の特性、放射線による健康への影響、緊急時にとるべき行動、屋内退避や避難時の留意事項、汚染の除去・処理等に関する知識の普及啓発を行う。

また、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、放射線による健康への影響及び放射線防護やモニタリング実施方法及び機器、放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）などの必要な知識について、関係省庁等が実施する原子力防災に関する研修に防災業務関係者を参加させるなど、防災知識の習得、防災技術の習熟に努める。

(4) 広域的避難者の受け入れ体制の整備

本市は、原子力災害時に発生する広域避難者の受け入れ先となる避難場所の指定及び住民への周知、避難誘導等、受け入れ体制の構築整備を推進する。

第3節 船舶等の海上事故予防

担 当	責 任 者	危機管理監
		建設部長、消防長
	関係機関	赤穂警察署、姫路海上保安部、船舶所有者等

石油タンカーをはじめとする各種船舶の海上事故を未然に防止し、船舶、港湾施設の安全確保及び自然環境の保全を推進する。

1 調査研究

本市は、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、国の機関によってこれらの情報がデータベース化、オンライン化、ネットワーク化された場合は、積極的にこれを活用する。

また、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究に協力する。

- ① 事故発生状況及び事故の教訓等に関する資料
- ② 事故の予想に関する資料（気象、海象に起因する災害の種類、発生の時期及び程度の予察並びに判断の資料）
- ③ 港湾状況
- ④ 防災施設、機材の種類、分布等の状況
- ⑤ 関係機関の事故救助計画

2 事故対応体制の整備

本市は、海上事故発生時における人命救助、野生生物の保護、漁場等の保全等の対応措置が迅速かつ的確に行えるよう、大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会加盟機関及びその他関係機関との連携に努め、連絡協力体制の一層の強化・充実を図る。

3 通報・連絡体制の整備

本市は、海上事故発生時の連絡体制を24時間確保し、海上保安庁、消防本部、警察署及び大阪湾・播磨灘排出油防除協議会加盟機関等の情報交換を円滑かつ確実に行うため、フェニックス防災システム等を通じ、逐次報告する体制を整備しておく。

4 関係資機材の整備

本市は、石油等の流出による事故、災害を防止するため、大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会加盟各機関と調整の上、次の対策を講じる。

- ① 油防除資機材の保有、管理
- ② 化学消火薬剤等消火機材の整備
- ③ 近隣市町の資機材の保有状況の把握

5 専門的な知識の習得

本市は、防災関係の職員に対し、海上災害防止センターの研修会、兵庫県の災害対策要員を対象とした研修会などの各種セミナー、講演会への出席等を通じ、専門的な知識を習得させる。

また、専門的な知識を要する事項については外部の専門家を活用し、平常時から必要な人材の把握に努める。

なお、専門的な知識を要する事項は、おおむね以下のとおりとする。

- ① 周辺における海上交通の現状と危険性に関する事
- ② 重油等が流出した場合における、兵庫県沿岸への漂着可能性に関する事
- ③ 重油等が漂着した場合における、回収、運搬、処理の方法に関する事
- ④ 補償請求に関する事
- ⑤ 環境への影響に関する事

6 防災意識の啓発

本市は、大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会の実施する各種船舶に対する海難防止運動に参加するなどし、海上事故防止に関する防災意識の啓発に努める。

7 環境保全対策

本市は、重油等が大量流出し、沿岸及び陸岸の環境が汚染された場合に備えて、以下の体制整備を推進する。

- ① 平常時の環境状況の把握
- ② 国等の実施する研修等への参加
- ③ 市町間の応援体制

第4節 雑踏事故の予防

担 当	責 任 者	危機管理監、行事所管部長
	関係機関	赤穂警察署

本市は、祭礼、公営競技、花火大会、興業その他の行事等の会場及びその周辺、鉄道の駅構内等、特定の場所に多数の者が一時的に集合することに起因し、転倒、異常行動等により死傷者が生じる雑踏事故の防止に関して、兵庫県や関係機関と調整を図りながら、行事等の主催者に対して、以下の事項について周知徹底を図る。

なお、本市は、雑踏が不特定多数の人の集まりで統制を欠き、群集心理に影響されやすく、些細な原因から事故に発展するおそれがある等の特殊性を有していることに配慮する。

1 実施計画の作成

行事等の主催者等は、行事等の規模、内容等に応じて実施計画において、次の事項を定める。

- ① 会場及び周辺の施設の配置等を勘案した警備員等の配置及び警察官、警察署との連絡体制
- ② 消防機関への連絡及び警備員等による救助等、事故発生時の初動対応並びに消防機関と連携した救急・救護体制
- ③ 事故発生時に負傷者を受入れる医療機関の確保等医師会及び医療機関との協力体制
- ④ 事故発生直後に第一報を入れるべき機関の一覧及び連絡先

2 関係機関との連絡調整

行事等の主催者等は、行事等の開催等に当たり、行事内容、雑踏警備に係る体制や緊急時の救急・救命体制等について消防機関、警察署、医師会、医療機関等と連絡調整を行う。

また、事故が発生した場合には、迅速に警察署及び消防機関並びに医師会、医療機関及び兵庫県にその旨を通報する。

3 その他の留意事項

- ① 行事等の主催者等は、行事等の実施計画の内容を十分に検討するとともに、施設管理者、消防機関、警察署等の助言などを求める等、事故防止に万全を期する。
- ② 行事等の主催者等は、行事等の会場及び周辺の施設等の配置、人出の予想及び周辺の医療機関の状況等から必要と認められる場合は、救護のための場所をあらかじめ確保し、医師会等から協力を得て現地への医療関係者の派遣を受ける。
- ③ 行事等の主催者等は、行事等の参加者に雑踏事故の危険性を認識させ、雑踏の中で歩行する際には、主催者、警備員、警察官等の指示に従い、秩序ある行動をとるよう呼びかける。

第5節 ひょうご防災減災推進条例に基づく活動

担 当	責 任 者	危機管理監、総務部長
		各担当者

阪神・淡路大震災の経験と教訓をいつまでも忘れることなく、今後、安全で安心な社会づくりを推進するとともに、国内外で発生する災害による被害の軽減にも貢献していくために制定された条例に基づく活動を行う。

このため、本市は、防災・減災・縮災を推進するため、次に掲げる事業に取り組む。

- ① 指定避難所の指定及び整備等を行う事業
- ② 避難行動要支援者その他の特に配慮を要する者を支援する事業
- ③ 地域で災害に対処するための能力である地域防災力の向上に資する事業
- ④ 防災減災の取り組みを推進する体制を整備する事業
- ⑤ その他防災減災の取り組みを推進するために必要な事業

また、県及び防災関係機関と連携して、市民等の自発的な防災・減災・縮災のための活動を促進するほか、避難行動要支援者の名簿情報の提供に関する必要な措置に取り組む。

さらに、市民、自主防災組織、事業者等は、ひょうご防災減災推進条例に基づく取り組みを行う。

(参照) 資料編資料集2-20 ひょうご防災減災推進条例 (P資料-82~83)